

令和5年度（2023年度）入学者適用

横浜国立大学大学院
都市イノベーション学府

履修案内

目 次

I. 学府共通事項	1
I-1. 都市イノベーション学府の目的	1
I-2. 履修形態等	1
1. 履修形態	1
2. 指導教員について	1
3. 履修年限	1
4. 履修登録	1
5. 成績評価	3
II. 博士課程前期	4
II-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ	4
1. 学修の流れ	4
2. 学位取得までの流れ	4
II-2. 履修方法	5
1. 建築都市文化専攻 建築都市文化コース	5
2. 建築都市文化専攻 建築都市デザインコース (Y-GSA)	7
3. 建築都市文化専攻 横浜都市文化コース (Y-GSC)	9
4. 都市地域社会専攻 都市地域社会コース	11
5. 都市地域社会専攻 国際基盤学コース (IGSI)	13
6. 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース (IMP)	15
実践教育科目履修条件表	16
II-3. 科目詳細	17
1. 建築都市文化専攻 建築都市文化コース 建築都市デザインコース (Y-GSA) 横浜都市文化コース (Y-GSC) 都市地域社会専攻 都市地域社会コース 国際基盤学コース (IGSI)	17
2. 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース (IMP)	23

III. 博士課程後期	25
III.-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ	25
1. 学修の流れ	25
2. 学位取得までの流れ	25
III.-2. 履修方法	26
1. 修了要件	26
2. 学位論文の評価基準	26
3. 履修基準	27
III.-3. 科目詳細	28
1. 科目の種類	28
2. 科目一覧	29
IV. 履修等細則（学府共通）	31
IV.-1. 学府入学以前に修得した科目の取扱について	31
IV.-2. 学府以外の科目履修について（学府入学後）	31
IV.-3. 学府内の履修について	32
1. 博士課程前期と博士課程後期との相互履修	32
2. プレレキジット科目の履修	32
3. 外国語科目の履修	32
IV.-4. 大学院全学教育科目および副専攻プログラムについて	32
IV.-5. 諸修了制度等	33
1. 短縮修了制度	33
2. 社会人学生の履修方法	33
3. 留学生への留意点	33
V. その他	35
V.-1. 教務関係手続	35
VI. 規則集	38
横浜国立大学大学院学則	38
横浜国立大学学位規則	57
横浜国立大学大学院都市イノベーション学府規則	61
横浜国立大学大学院都市イノベーション学府博士学位審査規程	64

目 次

I. 学府共通事項	1
I-1. 都市イノベーション学府の目的	1
I-2. 履修形態等	1
1. 履修形態	1
2. 指導教員について	1
3. 履修年限	1
4. 履修登録	1
5. 成績評価	3
II. 博士課程前期	4
II-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ	4
1. 学修の流れ	4
2. 学位取得までの流れ	4
II-2. 履修方法	5
1. 建築都市文化専攻 建築都市文化コース	5
2. 建築都市文化専攻 建築都市デザインコース（Y-GSA）	7
3. 建築都市文化専攻 横浜都市文化コース（Y-GSC）	9
4. 都市地域社会専攻 都市地域社会コース	11
5. 都市地域社会専攻 国際基盤学コース（IGSI）	13
6. 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース（IMP）	15
実践教育科目履修条件表	16
II-3. 科目詳細	17
1. 建築都市文化専攻 建築都市文化コース 建築都市デザインコース（Y-GSA） 横浜都市文化コース（Y-GSC） 都市地域社会専攻 都市地域社会コース 国際基盤学コース（IGSI）	17
2. 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース（IMP）	23

III. 博士課程後期	25
III.-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ	25
1. 学修の流れ	25
2. 学位取得までの流れ	25
III.-2. 履修方法	26
1. 修了要件	26
2. 学位論文の評価基準	26
3. 履修基準	27
III.-3. 科目詳細	28
1. 科目の種類	28
2. 科目一覧	29
IV. 履修等細則（学府共通）	31
IV.-1. 学府入学以前に修得した科目の取扱について	31
IV.-2. 学府以外の科目履修について（学府入学後）	31
IV.-3. 学府内の履修について	32
1. 博士課程前期と博士課程後期との相互履修	32
2. プレレキジット科目の履修	32
3. 外国語科目の履修	32
IV.-4. 大学院全学教育科目および副専攻プログラムについて	32
IV.-5. 諸修了制度等	33
1. 短縮修了制度	33
2. 社会人学生の履修方法	33
3. 留学生への留意点	33
V. その他	35
V.-1. 教務関係手続	35
VI. 規則集	38
横浜国立大学大学院学則	38
横浜国立大学学位規則	57
横浜国立大学大学院都市イノベーション学府規則	61
横浜国立大学大学院都市イノベーション学府博士学位審査規程	64

I. 学府共通事項

I-1. 都市イノベーション学府の目的

建築、都市文化、都市基盤、共生社会等、都市に関わる研究をサステナビリティ（持続可能性）とクリエイティビティ（創造性）という観点から総合・集約させ、都市の中に多様なイノベーションを生み出し、都市の自律的で継続的な発展をめざす高度職業専門人を養成する（博士課程前期）。また、都市イノベーションについてのグローバルで多彩な視点を備えたリーダーとなるような人材を養成する（博士課程後期）。

I-2. 履修形態等

1. 履修形態

専攻ごとに定められた修了要件、履修基準に従って履修計画を立てること。

2. 指導教員について

- (1) 自専攻を担当する教員の内から1名を責任指導教員として届け出ること。【注意2】
- (2) 責任指導教員は、2名の関連指導教員を定めて指導にあたる。
- (3) 研究計画及び履修計画の策定、研究テーマの決定や学位論文・ポートフォリオの作成にあたっては、責任指導教員及び関連指導教員の指導と助言を受けること。
- (4) 原則として、責任指導教員が開講する「特別演習」を履修すること。（Y-GSAを除く。）【注意3】
- (5) 責任指導教員及び関連指導教員は、場合によって変更することができる。

【注意1】以下、「指導教員」とは、責任指導教員と関連指導教員を含む。

【注意2】インフラストラクチャー管理学コース（IMP）では、運営委員会が本学教員の内から責任指導教員を決定する。

【注意3】インフラストラクチャー管理学コース（IMP）においては、Research & Guidanceを履修すること。

3. 履修年限

- (1) 標準修業年限は、博士課程前期が2年、博士課程後期が3年とする。
- (2) 休学期間を除いた在学可能期間は、博士課程前期が4年、博士課程後期が6年とする。
- (3) 在学期間が1年を過ぎた者は、2年次生として扱う。
- (4) 短縮修了制度についてはp.31「IV. 履修等細則」の該当箇所を参照すること。

4. 履修登録

(1) 履修登録について

授業科目を履修しようとする学生は、指導教員の許可を得てから学務情報システムで履修登録しなければならない。

都市イノベーション学府の履修登録はパソコンを利用して行う。WEBブラウザから本学の学務情報システムに接続し、時間割コードを入力することによって履修する科目を登録する。詳細は別途大学ホームページに掲載の「学生便覧」中の「学務情報システム操作方法（履修登録）」

を参照すること。

また、履修登録後、学務情報システムから「履修登録表」を出力し、指導教員に提出すること。

(2) 履修上の一般的注意

- ① 履修しようとする授業科目は、春学期、秋学期とも指定された期日までに履修登録をしなければならない。
- ② 登録のない授業科目は、履修できない。なお、一度登録した授業科目は、原則として変更できない。
- ③ 同一曜日時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- ④ 通年（春学期及び秋学期を通じて行われる授業）の授業科目を春学期だけ、又は秋学期だけ履修することはできない。
- ⑤ すでに単位を修得した授業科目の再履修はできない。
- ⑥ 外国語科目の履修に関しては、p.32「IV.-3. 学府内の履修について」の「3.外国語科目の履修」を参照すること。

(3) 履修登録キャンセルについて

定められた期間内であれば、登録した授業科目をキャンセルすることができる。履修登録キャンセル希望者は学務情報システムで履修登録キャンセル手続きを行うこと。

なお、通年開講科目の履修登録キャンセルを希望する場合は、「履修登録キャンセル申請書」を都市系支援課都市イノベーション学府係で受け取るか、都市イノベーション学府ウェブページ「学生向けページ」(<https://www.urban.ynu.ac.jp/>) からダウンロードし、期間内に提出すること。詳細は別途掲示等により通知する。

【注意】 GPA の計算に当たっては、キャンセルした科目の単位数は履修登録した単位数から差し引かれる。指定期日以降に放棄した場合は不可として取り扱う。

(4) 試験週間

- ① 試験週間は学事暦のとおりとする。
- ② 授業科目の試験は原則として授業時間割表に定められた曜日、時限に行う。
- ③ 試験実施科目に関する掲示は試験週間開始日の前に掲示される。
- ④ 受験の際は次の事項に注意すること。
 - a. 受験の際は学生証を机上に掲示すること。
 - b. 受験中の不正行為は大学院学則第 24 条により懲戒処分とする。

5. 成績評価

成績評価はシラバスに示す評価の重みづけを加味した到達度評価とし、下表の通りとする。

成績表記	Grade Point	点数	合格・不合格
秀	4.5	100～90	合格
優	4	89～80	
良	3	79～70	
可	2	69～60	
不可	0	59～0	不合格

*「秀（成績 90 点以上）」は、履修目標を十分達成しており、さらに履修目標を上回る成績をおさめていること。

*「優（成績 89～80 点）」は、履修目標を十分達成しており、「秀」につぐ優秀な成績をおさめていること。

GPA（Grade Point Average）は以下のように算定する。すなわち、履修した授業科目のうち、修了に関わる授業科目の成績に応じて上表に定める GP（Grade Point）を与え、当該科目の単位数を乗じた総和を、履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する。

$$\text{GPA} = \Sigma (\text{GP} \times \text{単位数}) / (\text{履修登録単位数})$$

【注意 1】 GPA 2.0 以上が修了要件である。

【注意 2】 単位認定科目・プレレジット科目・外国語科目等（p.31～32 を参照）は GPA 計算の対象から除外する。

【注意 3】 評価が「不可」の科目は同一科目を再履修することができる。再履修した場合、成績は再履修後のものが採用される。再履修科目の単位数は GPA の履修登録単位数には加算されない。

【注意 4】 履修をキャンセルした科目は GPA に算入されない。

※科目の履修や成績に関して不明な点がある場合は、都市系支援課都市イノベーション学府係あて問い合わせを確認すること。

※都市イノベーション学府開講科目の成績に申し立てがある場合は、該当科目の成績が学務情報システムで開示されてから 2 週間以内に都市イノベーション学府係に所定の様式で申し出ること。

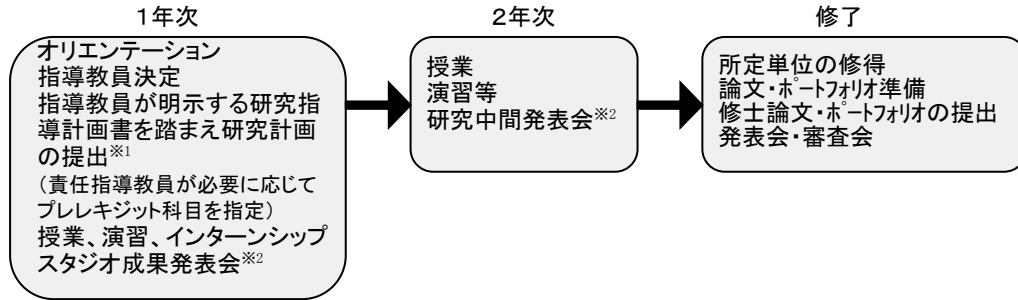
II. 博士課程前期

II.-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ

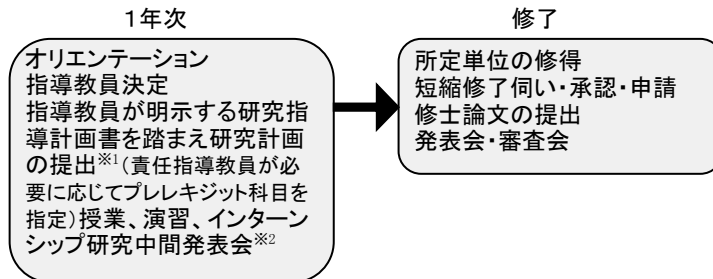
1. 学修の流れ

学修とは、自らが積極的に学問を学び、自ら学問を修めるという語義である。本学府博士課程前期における学修の流れを以下に示す。ただし、各専攻各コースで異なるので確認すること。

標準修了(博士課程前期)



短縮修了(博士課程前期)



※1 研究計画書は毎年提出すること。

※2 実施時期は各専攻各コースにて確認すること。

2. 学位取得までの流れ

本学府博士課程前期における学位取得までの流れを以下に示す。詳細は各専攻各コースにおいて確認すること。



Ⅱ.-2. 履修方法

1. 建築都市文化専攻 建築都市文化コース

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(3)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
学位論文	必要な研究指導を受け、修士の学位論文審査に修士論文を提出し合格すること。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2.の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) 学位論文の評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。

(3) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義は p.17 「Ⅱ.-3.科目詳細」を参照すること。

科目区分		修得必要単位数	注意事項
共通科目		6 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻にかかわらず、すべての学生が履修する。 ・p.17～18「Ⅱ.-3.科目詳細」共通科目一覧より3科目6単位以上を履修すること。 ・大学院副専攻プログラム「地域創造科目」の修了認定を受けようとする者は、当該科目の単位を本専攻の修了要件の単位に参入しないこと。
実践教育科目	スタジオ科目 インターンシップ科目 長期学外研修活動科目	4 単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・p.16「実践教育科目履修条件表」を参照し、該当するスタジオ科目のうち1つのスタジオ科目（S・F）を修得すること。 ・インターンシップ科目・長期学外研修活動科目はスタジオ科目の一つに置き換えることができるが、スタジオ科目の履修期間と同時期にインターンシップ科目・長期学外研修活動科目の実習を行うことはできない。 ・履修にあたっては、各コース、指導教員の指示に従い、計画的に履修すること。

専門教育科目	講義科目	8 単位以上	①修士（工学）の認定を受ける場合 ・合計 8 単位以上を修得すること。 ・ただし、 <u>自専攻の修士（工学）認定用科目から 4 単位以上修得することを必須とする。</u> ・残りの単位は、都市イノベーション学府博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育講義科目を対象とする。（他専攻の開講科目を含む） ②修士（学術）の認定を受ける場合 ・合計 8 単位以上を修得すること。 ・ただし、 <u>自専攻の修士（学術）認定用科目から 4 単位以上修得することを必須とする。</u> ・残りの単位は、都市イノベーション学府博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育講義科目を対象とする。（他専攻の開講科目を含む）
	演習科目	8 単位必修	指導教員が開講する演習科目を 8 単位修得すること。
以上合計		(2 6 単位)	
上記以外の必要修得単位		4 単位以上	下記から 4 単位以上を修得すること。 ・共通科目 ・スタジオ科目 ・インターンシップ科目 ・学外研修活動科目 ・専門教育科目講義科目
合計（修了に必要な単位数）		3 0 単位以上	

注 1 詳細は p.17～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

注 2 インターンシップ科目・長期学外研修活動および短期学外研修活動は、通年開講科目のため、履修を希望する場合は春学期の履修登録期間に履修登録をすること。履修登録キャンセルを希望する場合は、秋学期履修登録キャンセル期間に手続きをすること。

注 3 インターンシップ科目・長期学外研修活動は、135 時間程度の就学を標準とする。
 詳細はシラバスを確認すること。

注 4 短期学外研修活動はスタジオ科目と同時に履修することができる。ただし、一度この科目を履修し、単位を取得した場合、再度履修することはできない。

注 5 関連専門科目群 (p. 22) から 2 単位までを共通科目として修了単位に算入できる。

2. 建築都市文化専攻 建築都市デザインコース (Y-GSA) [スタジオ方式教育プログラム]

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(4)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
ポートフォリオ	スタジオ科目の成果をまとめたポートフォリオによる修士学位審査に合格すること（Y-GSAのポートフォリオの定義については、「(2)ポートフォリオについて」を参照）。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) ポートフォリオについて

- ① 審査委員会（主査1名、副査2名）による学位審査の対象とする。
- ② 建築におけるポートフォリオとは、自らの作品をまとめたブックレットで、本人の作品能力をプレゼンテーションするものをいう。Y-GSAで必修とする4スタジオ科目（このうち1つはインターンシップに置き換えられる）の成果について合否判定を受け、単位修得した後、4つのスタジオ科目の成果をひとつの通底する論にまとめたものとする。世界のどこの建築系教育機関又は建築設計事務所においても、入所を希望する場合はこの本人のポートフォリオによる審査が必須である。ここで制作された各自のポートフォリオは本人の進学、就職に使用されるものとなる。

(3) ポートフォリオの評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。

(4) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義はp.17「Ⅱ.-3.科目詳細」を参照すること。

科目区分	修得必要単位数	注意事項
共通科目	6単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻にかかわらず、すべての学生が履修する。 ・p.17～18「Ⅱ.-3.科目詳細」共通科目一覧より3科目6単位以上を履修すること。 ・大学院副専攻プログラム「地域創造科目」の修了認定を受けようとする者は、当該科目の単位を本専攻の修了要件の単位に参入しないこと。

実践教育 科目	スタジオ科目 インターンシップ科目	24単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.16「実践教育科目履修条件表」を参照し、該当するスタジオ科目のうち異なる教員が同時に開催する4つのスタジオ科目をすべて修得すること。 ・ 同時に2つのスタジオ科目を履修することはできない。 ・ インターンシップ科目はスタジオ科目の一つに置き換えることができるが、スタジオ科目の履修期間と同時期にインターンシップ科目の実習を行うことはできない。 ・ 履修にあたっては、各コース、指導教員の指示に従い、計画的に履修すること。
以上合計		(30単位)	
上記以外の必要修得単位		※ Y-GSA 副専攻プログラム対象科目から10単位以上	・ 副専攻プログラム（建築都市デザイン）対象科目から（下記参照）10単位以上修得すること。
合計（修了に必要な単位数）		30単位以上	

注 詳細は p.17～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

注 2 関連専門科目群 (p. 22) から 2 単位までを共通科目として修了単位に算入できる。

Y-GSA副専攻プログラム

Y-GSA所属の学生が30単位に加え、下記の対象科目から10単位以上を修得する場合、履修認定（単位の修得認定）を行い、大学より副専攻プログラム（Y-GSA建築都市デザイン）修了を認定する。認定者には、認定証（修了証）が発行され、成績証明書にも記載される。

Y-GSA副専攻プログラム対象科目

科目	付記
Y-GSA インディペンデント・スタジオ 1～4	行政や民間企業から委託されたプロジェクトや、リアリティのある都市や建築のあり方を問いながら、実務の現場を学ぶプロジェクトに取り組むプロジェクト。
Y-GSA ワークショップ	夏季休業中毎年実施するワークショップ。
横浜建築都市学 S 横浜建築都市学 F	(共通科目)
建築都市文化専攻専門教育科目	p.19～21 を参照。* を付した科目が対象。
共通科目	p.17～18 を参照。

3. 建築都市文化専攻 横浜都市文化コース (Y-GSC) [スタジオ方式教育プログラム]

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(4)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
ポートフォリオ	スタジオ科目の成果をまとめたポートフォリオによる修士学位審査に合格すること（Y-GSCのポートフォリオの定義については、「(2)ポートフォリオについて」を参照）。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) ポートフォリオについて

- ① 審査委員会（主査1名、副査2名）による学位審査の対象とする。
- ② スタジオ科目の成果をもとに各自の視座から作品・活動記録等を編集し、各自の論考を統合したものとする。例えば、現代アートスタジオの成果をもとに、展覧会の企画・運営の活動記録や作家へのインタビュー、そして現代アートをめぐる各自の論考、各自の制作した作品記録などを編集し、ポートフォリオとしてまとめる。あるいは、文芸メディア創作スタジオの成果をもとに、各自の執筆した小説や批評、そしてスタジオ科目で制作した冊子やウェブの記録などを再編集し、ポートフォリオとしてまとめることが考えられる。

(3) ポートフォリオの評価基準

- ① 適切な活動課題が選定されていること。
- ② 適切な方法により、独創的な活動が展開されていること。
- ③ 自分の活動に対して十分な理論的位置づけがなされていること。

(4) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義は p.17 「Ⅱ.-3.科目詳細」を参照すること。

科目区分	修得必要単位数	注意事項
共通科目	6 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻にかかわらず、すべての学生が履修する。 ・p.17～18「Ⅱ.-3.科目詳細」共通科目一覧より3科目6単位以上を履修すること。 ・大学院副専攻プログラム「地域創造科目」の修了認定を受けようとする者は、当該科目の単位を本専攻の修了要件の単位に参入しないこと。

実践教育 科目	スタジオ科目 インターンシップ科目 長期学外研修活動科目	8 単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.16「実践教育科目履修条件表」を参照し、該当するスタジオ科目のうち2つのスタジオ科目（S・F）を修得すること。指導教員が開講するスタジオ科目の修得を必須とする。 ・ 同時に2つのスタジオ科目を履修することはできない。 ・ インターンシップ科目・長期学外研修活動科目はスタジオ科目の一つに置き換えることができるが、スタジオ科目の履修期間と同時期にインターンシップ科目・長期学外研修活動科目の実習を行うことはできない。 ・ 履修にあたっては、各コース、指導教員の指示に従い、計画的に履修すること。
専門教育 科目	講義科目	4 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計4 単位以上を修得すること。 ・ <u>ただし、建築都市文化専攻修士（学術）認定用科目から4 単位以上修得することを必須とする。</u> ・ 4 単位を超える単位は、博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育講義科目を対象とする。（他専攻の開講科目を含む）
	演習科目	8 単位必修	指導教員が開講する演習科目を8 単位修得すること。
以上合計		(26 単位)	
上記以外の必要修得単位		4 単位以上	<p>下記から4 単位以上を修得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通科目 ・ スタジオ科目 ・ インターンシップ科目 ・ 学外研修活動科目 ・ 専門教育科目講義科目
合計（修了に必要な単位数）		30 単位以上	

注1 詳細は p.17～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

注2 インターンシップ科目・長期学外研修活動および短期学外研修活動は、通年開講科目のため、履修を希望する場合は春学期の履修登録期間に履修登録をすること。履修登録キャンセルを希望する場合は、秋学期履修登録キャンセル期間に手続きをすること。

注3 インターンシップ科目・長期学外研修活動は、135 時間程度の就学を標準とする。
詳細はシラバスを確認すること。

注4 短期学外研修活動はスタジオ科目と同時に履修することができる。ただし、一度この科目を履修し、単位を取得した場合、再度履修することはできない。

注4 関連専門科目群(p.22)から2 単位までを共通科目として修了単位に算入できる。

4. 都市地域社会専攻 都市地域社会コース

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(3)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
学位論文	必要な研究指導を受け、修士の学位論文審査に修士論文を提出し合格すること。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) 学位論文の評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。

(3) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義はp.17「Ⅱ.-3.科目詳細」を参照すること。

科目区分	修得必要単位数	注意事項
共通科目	6 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻にかかわらず、すべての学生が履修する。 ・p.17～18「Ⅱ.-3.科目詳細」共通科目一覧より3科目6単位以上を履修すること。 ・大学院副専攻プログラム「地域創造科目」の修了認定を受けようとする者は、当該科目の単位を本専攻の修了要件の単位に参入しないこと。
実践教育科目	4 単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・p.16「実践教育科目履修条件表」を参照し、該当するスタジオ科目から修得することができる。 ・都市基盤スタジオ4および都市基盤スタジオ2は、複数年・複数学期に渡って重複して単位を修得することができる。 ・インターンシップ科目・長期学外研修活動科目はスタジオ科目の一つに置き換えることができるが、スタジオ科目の履修期間と同時期にインターンシップ科目・長期学外研修活動科目の実習を行うことはできない。 ・履修にあたっては、各コース、指導教員の指示に従い、計画的に履修すること。

専門教育 科目	講義科目	8 単位以上	①修士（工学）の認定を受ける場合 ・合計 8 単位以上を修得すること。 ・ただし、 <u>自専攻の修士（工学）認定用科目から 4 単位以上修得することを必須とする。</u> ・残りの単位は、都市イノベーション学府博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育講義科目を対象とする。（他専攻の開講科目を含む） ②修士（学術）の認定を受ける場合 ・合計 8 単位以上を修得すること。 ・ただし、 <u>自専攻の修士（学術）認定用科目から 4 単位以上修得することを必須とする。</u> ・残りの単位は、都市イノベーション学府博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育講義科目を対象とする。（他専攻の開講科目、Specialized Courses を含む）
	演習科目	8 単位必修	指導教員が開講する演習科目を 8 単位修得すること。
以上合計		(2 6 単位)	
上記以外の必要修得単位		4 単位以上	下記から 4 単位以上を修得すること。 ・共通科目 ・スタジオ科目 ・インターンシップ科目 ・学外研修活動科目 ・専門教育科目講義科目 ・Specialized Courses
合計（修了に必要な単位数）		3 0 単位以上	

注 1 詳細は p.17～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

注 2 インターンシップ科目・長期学外研修活動および短期学外研修活動は、通年開講科目のため、履修を希望する場合は春学期の履修登録期間に履修登録をすること。履修登録キャンセルを希望する場合は、秋学期履修登録キャンセル期間に手続きをすること。

注 3 インターンシップ科目・長期学外研修活動は、135 時間程度の就学を標準とする。
 詳細はシラバスを確認すること。

注 4 短期学外研修活動はスタジオ科目と同時に履修することができる。ただし、一度この科目を履修し、単位を取得した場合、再度履修することはできない。

注 5 関連専門科目群 (p. 22) から 2 単位までを共通科目として修了単位に算入できる。

5. 都市地域社会専攻 国際基盤学コース (IGSI) [スタジオ方式教育プログラム]

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(3)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
学位論文	必要な研究指導を受け、修士の学位論文審査に修士論文を提出し合格すること。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2.の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) 学位論文の評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。

(3) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義は p.17 「II.-3.科目詳細」を参照すること。

科目区分		修得必要単位数	注意事項
共通科目		6 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> ・専攻にかかわらず、すべての学生が履修する。 ・p.17～18「II.-3.科目詳細」共通科目一覧より英語対応科目の中から3科目6単位を履修すること。 ・大学院副専攻プログラム「地域創造科目」の修了認定を受けようとする者は、当該科目の単位を本専攻の修了要件の単位に参入しないこと。
実践教育科目	スタジオ科目 インターンシップ科目	8 単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・p.16「実践教育科目履修条件表」を参照し、該当するスタジオ科目から修得することができる。 ・都市基盤スタジオ4および都市基盤スタジオ2は、複数年・複数学期に渡って重複して単位を修得することができる。 ・同時に2つのスタジオ科目を履修することはできない。 ・実践教育科目は4単位まで専門教育科目講義科目で置き換えることができる。 ・履修にあたっては、各コース、指導教員の指示に従い、計画的に履修すること。

専門教育 科目	講義科目	8 単位以上	<ul style="list-style-type: none"> 英語対応科目から8 単位以上修得すること。 ただし、<u>英語対応科目のうち、修士（工学）認定用科目から4 単位以上修得することを必須とする。</u> 残りの単位は、都市イノベーション学府博士課程前期向けに開講しているすべての専門教育科目講義科目を対象とする（他専攻の開講科目、Specialized Courses を含む）。
	演習科目	8 単位必修	指導教員が開講する演習科目を8 単位修得すること。
以上合計		(30 単位)	
合計（修了に必要な単位数）		30 単位以上	

注1 詳細は p.17～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

注2 短期学外研修活動はスタジオ科目と同時に履修することができる。ただし、一度この科目を履修し、単位を取得した場合、再度履修することはできない。

注3 関連専門科目群 (p. 22) から2 単位までを共通科目として修了単位に算入できる。

6. 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース (IMP)

(1) 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士前期課程に2年以上在学（短縮修了制度対象者については、1年以上在学）すること。
修得単位	①大学院博士課程前期において、「(3)履修基準」に従って30単位以上を修得すること。 ②Preparatory Training Courses、プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
学位論文	必要な研究指導を受け、修士の学位論文審査に修士論文を提出し合格すること。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I-2の「5.成績評価」の項を参照）。

(2) 学位論文の評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。

(3) 履修基準

修了に必要な修得単位数は下表のとおりとする。下表に示す科目はすべて博士課程前期の科目である。各科目の定義は p.23 「1.科目の種類」を参照すること。

科目区分	修得必要単位数
Specialized Courses	18 単位
Practicum and Training Program	4 単位
Field Trips	2 単位
Seminars	2 単位
Research & Guidance I・II	4 単位
以上合計	(30 単位)
合計（修了に必要な単位数）	30 単位以上
学位論文審査	修士論文

注 詳細は p.23～24 をよく確認すること。都市イノベーション学府開設科目であっても、上記以外の科目は修了に必要な単位数に含まれないので注意すること。（GPA 算定の対象には含まれる。）

実践教育科目履修条件表

(インターンシップはスタジオ科目の一つとして認定、○は履修可、一印は履修不可)

	科目名	建築都市文化コース 都市地域社会コース	建築都市 デザインコース Y-GSA	横浜都市文化 コース Y-GSC	国際基盤学 コース ICSI
		下記◎印スタジオ 科目より1科目以上 必修	下記◎印スタジオ 科目の4科目必 修	下記◎印スタジ オ科目より2科 目以上必修	下記◎印スタジ オ科目より2科 目以上必修
スタジオ	建築構造工学スタジオ S、F	◎	○	○	—
	建築理論スタジオ S、F	◎	○	○	—
	環境都市デザインスタジオ S、F	◎	○	○	—
	空間文化構築スタジオ S、F	◎	○	◎	—
	批評メディア創作スタジオ S、F	◎	○	◎	—
	音響文化研究スタジオ S、F	◎	○	◎	—
	映像・身体表現スタジオ S、F	◎	○	◎	—
	次世代環境創造デザインスタジオ	—	◎	—	—
	次世代建築空間創造デザインスタジオ	—	◎	—	—
	都市再生デザインスタジオ	—	◎	—	—
	地域再生デザインスタジオ	—	◎	—	—
	都市基盤スタジオ 4	◎	—	—	◎
	都市基盤スタジオ 2	◎	—	—	◎
	国際プロジェクトマネジメントスタジオ	◎	—	—	◎
	調査研究法スタジオ A、B	◎	○	○	—
	社会文化批評スタジオ A、B	◎	○	○	—
地域社会研究スタジオ S、F	◎	○	○	—	
インターンシップ	インターンシップ (構造設計)	建築都市文化◎	—	—	—
	インターンシップ (設備設計)	建築都市文化◎	—	—	—
	インターンシップ (建築計画)	建築都市文化◎	—	—	—
	インターンシップ (Y-GSA)	—	◎	—	—
	インターンシップ (都市基盤)	都市地域社会◎	—	—	—
	インターンシップ (異文化交流)	都市地域社会◎	—	—	—
	インターンシップ (都市イノベーションと起業)	◎	○	○	—
研長期学外活動	長期学外研修活動	◎ (建築系除く)	—	○	—
研短期学外活動	短期学外研修活動	○	—	○	○

II-3. 科目詳細

建築都市文化専攻 建築都市文化コース
 建築都市デザインコース (Y-GSA)
 横浜都市文化コース (Y-GSC)
 都市地域社会専攻 都市地域社会コース
 国際基盤学コース (IGSI)

1. 科目の種類

科目区分		内容
共通科目		都市に関する高度な文理融合教育を行うため、各領域にまたがる共通科目を設け、2つの専攻に関わる前期課程の選択必修科目になっている。
実践教育科目	スタジオ科目	専任教員に実務家を交えた複数の教員の指導により現実のフィールドに根ざしたプロジェクトを実践する少人数制教育科目。教員と学生がインテンシブな作業をする場をスタジオと呼ぶ。各スタジオ科目は半期2単位、4単位又は6単位とする。インターンシップ(4単位又は6単位)もスタジオ科目の一形態とする。
	インターンシップ科目	各領域で実際にインターンシップを行った者に4単位又は6単位を与える。両専攻に複数のインターンシップ科目が設けられている。
	学外研修活動科目	各領域で実際に学外研修活動を行った者に4単位(短期学外研修活動は2単位)を与える。両専攻に学外研修活動科目が設けられている。
専門教育科目	講義科目	専門教育に関する講義
	演習科目	専門教育に関する演習
プレレキジット科目		学生の基礎的知識を補充するためにプレレキジット制度を設ける。学生は責任指導教員が必要と判断したときは、基礎的知識を補充するためにプレレキジット科目を履修しなければならない。履修すべき授業科目(博士課程前期では学部専門科目)は、個々の学生ごとに指示する。プレレキジット科目の履修を求められた学生はその単位を修得しなければ学位論文作成資格を得ることができない。プレレキジット科目は修了要件の単位には算入されない。
関連専門科目群		専門教育科目に関連する講義

2. 科目一覧

(1) 共通科目

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RC00001	建築構造性能論	1～2	2	
RC00002	都市の地盤防災と地盤環境	1～2	2	英語対応
RC00003	耐震耐久設計学	1～2	2	英語対応
RC00004	構造物の振動と設計への応用	1～2	2	英語対応
RC00005	都市基盤安全設計学	1～2	2	英語対応
RC00051	グリーンビルディング・コミュニティ計画論	1～2	2	※1
RC00022	横浜建築都市学 S	1～2	2	

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備 考
RC00023	横浜建築都市学 F	1～2	2	
RC00052	都市と芸術	1～2	2	
RC00053	芸術文化論	1～2	2	
RC00061	越境社会と地域	1～2	2	※1 英語対応
RC00055	地域研究と異文化理解	1～2	2	
RC00041	都市居住環境論	1～2	2	※1
RC00042	都市マネジメント	1～2	2	
RC00058	都市イノベーションと課題発見 I	1～2	2	
RC00059	都市イノベーションと課題発見 II	1～2	2	
RC00057	国際支援政策論	1～2	2	英語対応
RC00060	地域創造論	1～2	2	※2

※1 副専攻プログラム「地域創造科目」の専門型関連科目に該当。

※2 副専攻プログラム「地域創造科目」の必修コア科目に該当。

大学院副専攻プログラム「地域創造科目」については、別途案内を確認すること。

(2) 実践教育科目（各専攻共通）

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備 考	
スタジオ科目	春	RPSJ201	建築構造工学スタジオ S	1～2	4	
	秋	RPSJ202	建築構造工学スタジオ F	1～2	4	
	春	RPSJ203	建築理論スタジオ S	1～2	4	※1
	秋	RPSJ204	建築理論スタジオ F	1～2	4	※1
	春	RPSJ205	環境都市デザインスタジオ S	1～2	4	※1
	秋	RPSJ206	環境都市デザインスタジオ F	1～2	4	※1
	春	RPSJ233	空間文化構築スタジオ S	1～2	4	
	秋	RPSJ234	空間文化構築スタジオ F	1～2	4	
	春	RPSJ235	批評メディア創作スタジオ S	1～2	4	
	秋	RPSJ236	批評メディア創作スタジオ F	1～2	4	
	春	RPSJ237	音響文化研究スタジオ S	1～2	4	
	秋	RPSJ238	音響文化研究スタジオ F	1～2	4	
	春	RPSJ239	映像・身体表現スタジオ S	1～2	4	
	秋	RPSJ240	映像・身体表現スタジオ F	1～2	4	
	春	RPSJ121	次世代環境創造デザインスタジオ	1～2	6	
	秋	RPSJ122				
	春	RPSJ131	次世代建築空間創造デザインスタジオ	1～2	6	
	秋	RPSJ132				
春	RPSJ125	都市再生デザインスタジオ	1～2	6		
秋	RPSJ126					
春	RPSJ127	地域再生デザインスタジオ	1～2	6		
秋	RPSJ128					

科目区分		科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考	
スタジオ科目	春	RPSJ223	都市基盤スタジオ 4	1～2	4	※1、※	
	秋	RPSJ224	都市基盤スタジオ 4	1～2	4	※1、※	
	春	RPSJ225	都市基盤スタジオ 2	1～2	2	※1、※	
	秋	RPSJ226	都市基盤スタジオ 2	1～2	2	※1、※	
	秋	RPSJ241	国際プロジェクトマネジメントスタジオ	1～2	4	英語対応	
	春	RPSJ227	調査研究法スタジオ A	1～2	2		
	春	RPSJ228	調査研究法スタジオ B	1～2	2		
	秋	RPSJ229	社会文化批評スタジオ A	1～2	2		
	秋	RPSJ230	社会文化批評スタジオ B	1～2	2		
	春	RPSJ231	地域社会研究スタジオ S	1～2	2		
	秋	RPSJ232	地域社会研究スタジオ F	1～2	2		
インターンシップ科目	インターンシップ	RPIJ001	インターンシップ (構造設計)	1～2	4		
		RPIJ011	インターンシップ (設備設計)	1～2	4		
		RPIJ021	インターンシップ (建築計画)	1～2	4		
		春	RPIJ121	インターンシップ (Y-GSA)	1～2	6	
		秋	RPIJ122				
		春	RPIJ002	インターンシップ (都市基盤)	1～2	4	
		秋	RPIJ003	インターンシップ (都市基盤)	1～2	4	
		RPIJ031	インターンシップ (異文化交流)	1～2	4		
RPIJ041	インターンシップ (都市イノベーションと起業)	1～2	4				
学外研修活動科目	長期学外研修活動	RPIJ071	長期学外研修活動	1～2	4	都市文化系	
		春	RPIJ072	長期学外研修活動	1～2	4	都市基盤系
		秋	RPIJ073	長期学外研修活動	1～2	4	都市基盤系
		RPIJ074	長期学外研修活動	1～2	4	地域社会系	
	短期学外研修活動	RPIJ081	短期学外研修活動 (海外及び国内での研修活動)	1～2	2	建築系	
		RPIJ082	短期学外研修活動 (海外及び国内での研修活動)	1～2	2	都市文化系	
		春	RPIJ083	短期学外研修活動 (海外及び国内での研修活動)	1～2	2	都市基盤系
		秋	RPIJ084	短期学外研修活動 (海外及び国内での研修活動)	1～2	2	都市基盤系
		RPIJ085	短期学外研修活動 (海外及び国内での研修活動)	1～2	2	地域社会系	

※1 副専攻プログラム「地域創造科目」の実践型関連科目に該当。

大学院副専攻プログラム「地域創造科目」については、別途案内を確認すること。

※ 国際基盤学コース (IGSI) では英語で開講する。

※ インターンシップと長期学外研修活動は同時に履修することはできない。

(3) 専門教育科目

a. 建築都市文化専攻

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
	RA00004	構造物弾塑性解析論*	1～2	2	

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考		
講義科目	修士(工学)認定用科目	RA00005	建築応用振動論*	1～2	2		
		RA00006	大空間建築構造論*	1～2	2		
		RA00008	建築環境共生論*	1～2	2		
		RA00010	地域省エネルギー計画論*	1～2	2		
		RA00011	環境行動論*	1～2	2		
		RA00013	建築維持活用論*	1～2	2		
		RA00014	西洋・近代建築史論*	1～2	2		
		RA00015	日本建築保存修復論*	1～2	2		
		RA00018	市街地創造論*	1～2	2		
		RA00019	都市デザイン論*	1～2	2		
		RA00024	環境心理学*	1～2	2		
		RA00025	構造物基礎工学*	1～2	2		
		RA00026	日本・東洋美術論*	1～2	2		
		RA00033	持続型集住計画論*	1～2	2	※1	
		RA00034	都市防災計画論*	1～2	2		
	RA00035	建築極限解析論*	1～2	2			
	修士(学術)認定用科目	RA00215	空間文化論	1～2	2		
		RA00216	ポピュラー文化論	1～2	2		
		RA00217	現代芸術論	1～2	2		
		RA00218	映像芸術論	1～2	2		
		RA00209	現代文化論	1～2	2		
		RA00210	文芸文化論	1～2	2		
		RA00219	音響文化論	1～2	2		
		RA00213	Y-GSC ワークショップ S	1～2	2		
	RA00214	Y-GSC ワークショップ F	1～2	2			
	その他	RA00017	近代美術論*	1～2	2		
		RA00027	Y-GSA インディペンデント・スタジオ 1*	1	2		
		RA00028	Y-GSA インディペンデント・スタジオ 2*	1	2		
		RA00029	Y-GSA インディペンデント・スタジオ 3*	2	2		
		RA00030	Y-GSA インディペンデント・スタジオ 4*	2	2		
		RA00031	Y-GSA ワークショップ*	1～2	2		
	演習科目	特別演習	RAE0005	建築都市文化特別演習 I S	1	2	建築系
			RAE0006	建築都市文化特別演習 I S	1	2	都市文化系
			RAE0007	建築都市文化特別演習 I F	1	2	建築系
			RAE0008	建築都市文化特別演習 I F	1	2	都市文化系
RAE0009			建築都市文化特別演習 II S	2	2	建築系	
RAE0010			建築都市文化特別演習 II S	2	2	都市文化系	

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
	RAE0011	建築都市文化特別演習ⅡF	2	2	建築系
	RAE0012	建築都市文化特別演習ⅡF	2	2	都市文化系

※1 副専攻プログラム「地域創造科目」の専門型関連科目に該当。

大学院副専攻プログラム「地域創造科目」については、別途案内を確認すること。

* Y-GSA 副専攻プログラム対象科目 (p.8 参照)

b. 都市地域社会専攻

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
講義科目 修士(工学) 認定用科目	RB00004	地盤設計学	1～2	2	英語対応
	RB00006	都市防災システム論	1～2	2	英語対応
	RB00008	水圏環境論	1～2	2	英語対応
	RB00009	水圏防災論	1～2	2	英語対応
	RB00026	地盤材料の弾塑性論と連続体力学	1～2	2	英語対応
	RB00030	鋼構造学	1～2	2	英語対応
	RB00023	都市水循環論	1～2	2	
	RB00024	国際都市基盤プロジェクト論	1～2	2	
	RB00031	地域計画論	1～2	2	※1 英語対応
	RB00032	交通システム工学	1～2	2	英語対応
	RB00033	都市交通計画論	1～2	2	※1 英語対応
	RB00034	複合構造設計論	1～2	2	英語対応
	RB00035	都市空間防災論	1～2	2	英語対応
	RE00036	基礎工設計学	1～2	2	
	RB00037	電力土木工学論	1～2	2	
修士(学術) 認定用科目	RB00203	文化交流論	1～2	2	
	RB00204	途上地域発展論	1～2	2	※1
	RB00209	グローバル都市論	1～2	2	
	RB00211	アジア社会論	1～2	2	※1
	RB00212	公共政策論A	1～2	2	
	RB00213	公共政策論B	1～2	2	
	RB00215	共生社会論	1～2	2	
	RB00217	都市地域社会論	1～2	2	
	RB00218	現代社会文化論A	1～2	2	
RB00219	ヨーロッパ政治文化史論	1～2	2		
演習科目 特別演習	RBE0005	都市地域社会特別演習ⅠS	1	2	※都市基盤系
	RBE0006	都市地域社会特別演習ⅠS	1	2	※地域社会系
	RBE0007	都市地域社会特別演習ⅠF	1	2	※都市基盤系
	RBE0008	都市地域社会特別演習ⅠF	1	2	※地域社会系
	RBE0009	都市地域社会特別演習ⅡS	2	2	※都市基盤系

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
	RBE0010	都市地域社会特別演習ⅡS	2	2	※地域社会系
	RBE0011	都市地域社会特別演習ⅡF	2	2	※都市基盤系
	RBE0012	都市地域社会特別演習ⅡF	2	2	※地域社会系

※1 副専攻プログラム「地域創造科目」の専門型関連科目に該当。

大学院副専攻プログラム「地域創造科目」については、別途案内を確認すること。

※ 国際基盤学コース（IGSI）では英語で開講する。

(4) 関連専門科目群

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RD00001	教育調査統計の社会学Ⅰ	1～2	1	
RD00002	教育調査統計の社会学Ⅱ	1～2	1	
RD00003	現代思想と倫理学Ⅰ	1～2	1	
RD00004	現代思想と倫理学Ⅱ	1～2	1	
RD00005	教育人間学	1～2	1	
RD00006	人間形成論	1～2	1	
RD00007	質的研究と人間形成論	1～2	1	
RD00008	中国古典文学	1～2	1	
RD00009	中国古典と日本	1～2	1	
RD00010	西洋近現代史論Ⅰ	1～2	1	
RD00011	西洋近現代史論Ⅱ	1～2	1	
RD00012	西洋都市社会史研究Ⅰ	1～2	1	
RD00013	西洋都市社会史研究Ⅱ	1～2	1	
RD00014	日本社会史研究Ⅰ	1～2	1	
RD00015	日本社会史研究Ⅱ	1～2	1	
RD00016	教育職業関連の社会学Ⅰ	1～2	1	
RD00017	教育職業関連の社会学Ⅱ	1～2	1	
RD00018	神奈川県漢詩漢文	1～2	1	
RD00019	日本地域史研究Ⅰ	1～2	1	
RD00020	日本地域史研究Ⅱ	1～2	1	
RD00021	公共性を育む地域と学校	1～2	1	

都市地域社会専攻 インフラストラクチャー管理学コース (IMP)

1. 科目の種類

科目区分	内容
Specialized Courses	専門教育に関する講義
Practicum and Training Program	外部機関実施の実習・視察プログラムへの参加または職場研修
Field Trips	国内の社会基盤施設の視察・調査
Seminars	外部講師または学内教員によるセミナー
Research & Guidance	専門教育に関する演習
Preparatory Training Courses	予備教育に関する講義（必ず履修すること） Preparatory Training Courses は修了要件の単位には算入されない。

2. 科目一覧

(1) Specialized Courses

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00001	Environment and Development	1～2	2	※4 英語対応
RI00003	Geotechnical and Geo-environmental Engineering in Urban Area	1～2	2	※3 英語対応
RI00004	International Economics and Public Policy	1～2	2	※4 英語対応
RI00005	Applied International Trade	1～2	2	※4 英語対応
RI00006	Public Administration and Management	1～2	2	※4 英語対応
RI00007	International Human Resources Management	1～2	2	※4 英語対応
RI00008	Geotechnical and Pavement Design	1～2	2	※3 英語対応
RI00009	Theory of Regional Planning	1～2	2	※3 英語対応
RI00013	Advanced Theory of Disaster Prevention System	1～2	2	※3 英語対応
RI00014	Environmental Risk Management for Infrastructure	1～2	2	※4 英語対応
RI00016	Theory of Infrastructure Durability Design	1～2	2	※3 英語対応
RI00017	Economic Development	1～2	2	※4 英語対応
RI00020	Transportation System Engineering	1～2	2	※3 英語対応
RI00021	Urban Transportation Planning	1～2	2	※3 英語対応
RI00022	Urban Disaster Prevention	1～2	2	※4 英語対応
RI00023	Water Disaster Prevention Engineering	1～2	2	※4 英語対応
RI00024	International Public Administration	1～2	2	※3 英語対応
RI00025	Sustainable Health and Environment	1～2	2	※3 英語対応
RI00026	International Project Management Studio	1～2	4	※3 英語対応

(2) Practicum and Training Program

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00102	Practicum and Training Program	1～2	4	※3 英語対応

(3) Field Trips

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00201	Field Trips	1～2	2	※3 英語対応

(4) Seminars

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00301	Seminars	1～2	2	※4 英語対応

(5) Research & Guidance

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00401	Research & Guidance I	2	2	※3 英語対応
RI00402	Research & Guidance II	2	2	※3 英語対応

(6) Preparatory Training Courses

科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考
RI00901	Basic Japanese I	1～2	—	※3 英語対応
RI00902	Basic Japanese II	1～2	—	※3 英語対応
RI00903	Japanese Culture and History	1～2	—	※3 英語対応
RI00904	Calculus and Linear Algebra	1～2	—	※3 英語対応
RI00905	Introduction to Networks	1～2	—	※3 英語対応
RI00906	Statistics	1～2	—	※3 英語対応
RI00907	English for Academic Purposes	1～2	—	※3 英語対応
RI00908	English Writing	1～2	—	※3 英語対応
RI00909	Japan's Development Experience	1～2	—	※3 英語対応

※3 インフラストラクチャー管理学コース（IMP）の学生のみ履修可能

※4 インフラストラクチャー管理学コース（IMP）以外の学生で履修の希望がある場合、授業担当教員と指導教員の許可を得て、都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出ること。

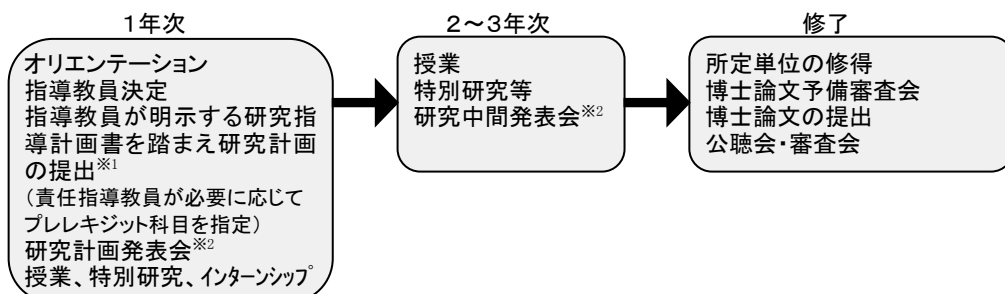
Ⅲ. 博士課程後期

Ⅲ.-1. 履修・研究計画及び修了（学位取得）までの流れ

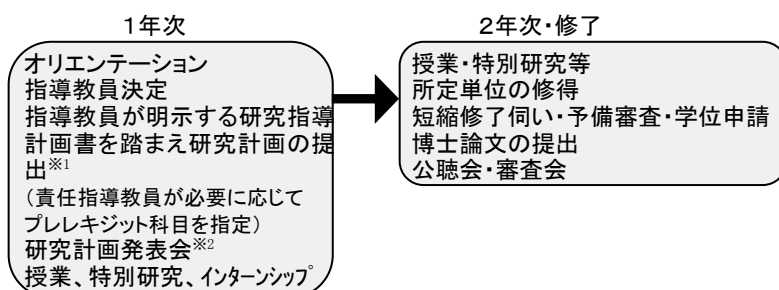
1. 学修の流れ

学修とは、自らが積極的に学問を学び、自ら学問を修めるという語義である。本学府博士課程後期における学修の流れを以下に示す。ただし、各専攻各コースで異なるので確認すること。

標準修了（博士課程後期）



短縮修了（博士課程後期）

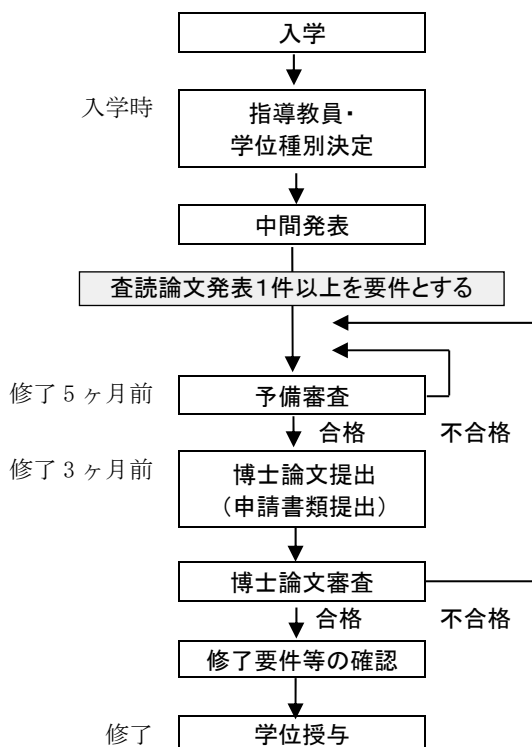


※1 研究計画書は毎年提出すること。

※2 実施時期は各専攻各コースにて確認すること。

2. 学位取得までの流れ

本学府博士課程後期における学位取得までの流れを以下に示す。詳細は各専攻各コースにおいて確認すること。



※発表・論文は、基本的に単著もしくは共著の場合は第一著者であるものを対象とする。
 ※発表・掲載時期が次年度に繰り越されるなどのケースはその都度考慮する。
 ※予備審査に進む際の要件の詳細は責任指導教員に必ず確認すること。
 ※p.57「横浜国立大学学位規則」および p.64「横浜国立大学大学院都市イノベーション学府博士学位審査規程」を参照すること。

【提出期限】 掲示にて告知する。

Ⅲ.-2. 履修方法

1. 修了要件

事 項	要 件
在学期間	大学院博士課程後期に3年以上在学すること。 ただし、優れた業績を上げたものと認め、かつ、短縮修了基準を満たしていると認めた場合には、大学院に3年（博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了したものにあっては、当該課程における2年の在学期間を含む）在学（他大学院在学期間を含む）すれば修了可能となる。 また、短期修了により博士課程前期を修了した者が博士課程後期に入学した場合、優れた業績を上げたものと認め、かつ、短縮修了基準を満たしていると認めた場合には、大学院に3年(博士課程前期における在学期間を含む)以上在学(他大学院在学期間を含む)すれば修了可能となる。
修得単位	① 大学院博士課程後期において、p.27 Ⅲ.-2. 「3.履修基準」に従って20単位以上を修得すること。 ② プレレキジット科目、外国語科目はこれに含めない。
学位論文	必要な研究指導を受け、博士の学位論文審査に博士論文を提出し合格すること。
GPA (Grade Point Average)	在学期間を通じたGPAが2.0以上であること（GPA制度については、p.3 I -2.の「5.成績評価」の項を参照）。

2. 学位論文の評価基準

- ① 適切な研究課題が選定されていること。
- ② 適切な研究方法により、論理的かつ独創的な研究が展開されていること。
- ③ 当該分野の学術研究の発展に寄与する十分な水準を備えていること。

3. 履修基準

科目区分	単位数	付 記
実践科目	6 単位必修	2つに分類された実践科目（「都市イノベーション実践Ⅰ」「都市イノベーション実践Ⅱ」）をそれぞれ履修。なお、「都市イノベーション実践Ⅰ」を修得したのち「都市イノベーション実践Ⅱ」を修得するものとする。
特論科目	6 単位以上	合計 6 単位以上を履修。 ①博士（工学）の認定を受ける場合： 博士（工学）の特論科目（□印の科目）から <u>4 単位以上修得することを必須とする。（※工学系研究室に所属し、博士（学術）の学位を取得する場合もこれに倣う。）</u> ②博士（学術）の認定を受ける場合： 博士（学術）の特論科目（■印の科目）から <u>4 単位以上修得することを必須とする。</u> ③残りの単位： 都市イノベーション学府博士課程後期向けに開講しているすべての特論科目を対象とする。
特別研究	8 単位必修	<ul style="list-style-type: none"> ・半期2単位の科目で、複数年・複数学期に渡って重複して単位を修得することができる。 ・責任指導教員の開講科目を履修することを原則とする。 ・短期修了の場合は、責任指導教員以外が開講する同科目を履修することができる。
合計（修了要件単位数）	20 単位以上	

III.-3. 科目詳細

1. 科目の種類

科目区分		内容
実践科目	都市イノベーション実践 I	<p>各自の研究テーマを現実のフィールドにおいて検討・補完・発展させることを目的とした様々な実践的活動に単位を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外機関研修、企業内研修、NPO でのボランティア、実施企画設計業務、設計コンペ応募、社会起業実践、芸術文化創造活動、地域実践活動、日本語教育支援、教育研究実践、社会調査分析、アーカイブ整備、データベース構築、研究成果の社会発信などが想定されるが、活動はそれぞれの研究テーマに応じて、責任指導教員の指導の下、決定する。 ・「都市イノベーション実践 I」と「都市イノベーション実践 II」の連続性についても同様に判断し、場合によっては活動内容を変えることができる。 ・活動計画は責任指導教員の指導の下、策定するが、活動開始後は活動の状況に応じて他分野の教員の指導を適宜仰ぐことが出来る。
	都市イノベーション実践 II	
特論科目		都市に係る最前線の知見を修得し、各自の研究テーマの位置づけを明確にするため、博士課程後期担当教員による特論科目を在籍中に3科目以上履修することを修了要件とする。
特別研究		博士論文指導。
プレレキジット科目		学生の基礎的知識を補充するためにプレレキジット制度を設ける。学生は責任指導教員が必要と判断したときは、基礎的知識を補充するためにプレレキジット科目を履修しなければならない。履修すべき授業科目（博士課程後期では博士課程前期科目とし、実践教育科目は除く）は、個々の学生ごとに指示する。プレレキジット科目の履修を求められた学生はその単位を修得しなければ学位論文作成資格を得ることができない。プレレキジット科目は修了要件の単位には算入されない。

2. 科目一覧

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考	
実践科目	春	WAPJ008	都市イノベーション実践 I	1～3	3	建築系
	春	WAPJ009	都市イノベーション実践 I	1～3	3	都市文化系
	春	WAPJ010	都市イノベーション実践 I	1～3	3	都市基盤系
	春	WAPJ011	都市イノベーション実践 I	1～3	3	地域社会系
	秋	WAPJ012	都市イノベーション実践 I	1～3	3	建築系
	秋	WAPJ013	都市イノベーション実践 I	1～3	3	都市文化系
	秋	WAPJ014	都市イノベーション実践 I	1～3	3	都市基盤系
	秋	WAPJ015	都市イノベーション実践 I	1～3	3	地域社会系
	春	WAPJ016	都市イノベーション実践 II	1～3	3	建築系
	春	WAPJ017	都市イノベーション実践 II	1～3	3	都市文化系
	春	WAPJ018	都市イノベーション実践 II	1～3	3	都市基盤系
	春	WAPJ019	都市イノベーション実践 II	1～3	3	地域社会系
	秋	WAPJ020	都市イノベーション実践 II	1～3	3	建築系
	秋	WAPJ021	都市イノベーション実践 II	1～3	3	都市文化系
	秋	WAPJ022	都市イノベーション実践 II	1～3	3	都市基盤系
秋	WAPJ023	都市イノベーション実践 II	1～3	3	地域社会系	
特論科目	WAT0003	構造物弾塑性解析特論□	1～3	2		
	WAT0004	建築応用振動特論□	1～3	2		
	WAT0005	大空間建築構造特論□	1～3	2		
	WAT0007	建築環境共生特論□	1～3	2		
	WAT0009	地域省エネルギー計画特論□	1～3	2		
	WAT0010	環境行動特論□	1～3	2		
	WAT0018	持続型集住計画特論□	1～3	2		
	WAT0012	日本建築保存修復特論□	1～3	2		
	WAT0013	市街地創造特論□	1～3	2		
	WAT0014	建築デザイン特論□	1～3	2		
	WAT0015	都市デザイン特論□	1～3	2		
	WAT0016	建築維持活用特論□	1～3	2		
	WAT0017	西洋・近代建築史特論□	1～3	2		
	WAT0019	都市防災計画特論□	1～3	2		
	WAT0020	建築極限解析特論□	1～3	2		
WAT0101	都市基盤安全設計特論□	1～3	2			
WAT0103	耐震耐久設計特論□	1～3	2			
WAT0104	地盤設計特論□	1～3	2			

科目区分	科目コード	科目名	履修年次	単位数	備考	
特論科目	WAT0105	都市防災システム特論□	1～3	2		
	WAT0107	水圏環境特論□	1～3	2		
	WAT0108	水圏防災特論□	1～3	2		
	WAT0109	地圏特論□	1～3	2		
	WAT0114	構造物の振動と設計への応用特論□	1～3	2		
	WAT0116	地盤力学特論□	1～3	2		
	WAT0118	Topics in Machine Learning□	1～3	2		
	WAT0119	地域計画特論□	1～3	2		
	WAT0120	鋼構造学特論□	1～3	2		
	WAT0121	都市交通計画特論□	1～3	2		
	WAT0122	交通システム工学特論□	1～3	2		
	WAT0123	コンクリート構造モデル特論□	1～3	2		
	WAT0124	都市空間防災特論□	1～3	2		
	WAT0204	アーバンアート特論 B■	1～3	2		
	WAT0205	文芸文化特論■	1～3	2		
	WAT0206	ポピュラー文化特論■	1～3	2		
	WAT0207	映像表現特論■	1～3	2		
	WAT0301	国際支援政策特論■	1～3	2		
	WAT0304	アジア社会経済特論■	1～3	2		
	WAT0306	都市政策特論■	1～3	2		
WAT0309	途上地域発展特論■	1～3	2			
WAT0311	ヨーロッパ政治文化史特論■	1～3	2			
WAT0312	異文化理解特論■	1～3	2			
WAT0313	国際開発特論■	1～3	2			
WAT0314	社会文化特論■	1～3	2			
WAT0315	現代社会文化特論■	1～3	2			
WAT0316	文化交流特論■	1～3	2			
WAT0317	都市地域社会特論■	1～3	2			
WAT0318	アジア史特論■	1～3	2			
特別研究	春	WARE004	特別研究	1～3	2	建築系
	春	WARE005	特別研究	1～3	2	都市文化系
	春	WARE006	特別研究	1～3	2	都市基盤系
	春	WARE007	特別研究	1～3	2	地域社会系
	秋	WARE008	特別研究	1～3	2	建築系
	秋	WARE009	特別研究	1～3	2	都市文化系
	秋	WARE010	特別研究	1～3	2	都市基盤系
	秋	WARE011	特別研究	1～3	2	地域社会系

IV. 履修等細則（学府共通）

IV-1. 学府入学以前に修得した科目の取扱について

博士課程前期・後期ともに、本学府入学以前に修得した科目は下表の通り取り扱う。

該当者	対象科目	取 扱
他の大学院（外国の大学院も含む）を修了又は中途退学した者	当該大学院の授業科目	教授会での承認を得た上で、合計15単位を上限*に課程修了に必要な単位（専門教育科目）として認定する。 *IV-2.で認定された科目がある場合は合計20単位を上限とする。
本学の学部を卒業又は中途退学した者	学部で修得した本学大学院の授業科目	
本学府の科目等履修生	本学府において科目等履修生として修得した授業科目	
他の大学院（外国の大学院も含む）から転入した者	当該大学院で修得した授業科目	

【注意】 認定された科目は GPA 計算の対象から除外する。

【注意】 課程修了に必要な単位としての認定を希望する場合は、都市系支援課都市イノベーション学府係に既修得単位認定申請書を提出して申請すること。（都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て用紙の交付を受けること。）

IV-2. 学府以外の科目履修について（学府入学後）

博士課程前期・後期ともに、本学府入学後に履修する本学府以外の授業科目は下表の通り取り扱う。

	対象科目	取 扱
学内	学部授業科目	課程修了に必要な単位としては認定しない。
	他学府・他研究科（理工学府・環境情報学府・国際社会科学府・教育学研究科）等の授業科目*	教授会での承認を得た上で、合計15単位を上限*に課程修了に必要な単位（専門教育科目、インフラストラクチャー管理学コース（IMP）については Specialized Courses、博士課程後期については特論科目）として認定する。 *IV-1.で認定された科目がある場合は合計20単位を上限とする。
学外	協定大学院（外国の大学院も含む）の授業科目	

【注意】 認定された科目は GPA 計算の対象から除外する。

【注意】 他学府・他研究科等の授業科目の履修について

※履修においては、あらかじめ責任指導教員の指導及び科目担当教員の許可を得ること。

※履修できる科目は「講義科目」に限る。

※学府・研究科により、履修できる科目に制限があるため、事前に都市系支援課都市イノベーション学府係に確認すること。

【注意】 大学院全学教育科目を含め、課程修了に必要な単位としての認定を希望する場合は、指導教員の許可を得て都市系支援課都市イノベーション学府係に単位互換認定申請書を提出して申請すること。（都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て用紙の交付を受けること。）

IV-3. 学府内の履修について

1. 博士課程前期と博士課程後期との相互履修

課 程	取 扱
博士課程前期	責任指導教員の指導及び科目担当教員の許可を得た上で、博士課程後期専門科目を修得することができる。ただし、その単位は前期の課程修了の単位には含まれない。
博士課程後期	博士課程前期の授業科目はプレレキジット科目として取り扱い、課程修了に必要な単位としては認定しない。

【注意】GPA 算定科目からは除外する。

2. プレレキジット科目の履修

プレレキジット科目とは学位論文作成に要する基礎的知識を補充するため履修すべき授業科目である。

課 程	対象者	対象科目	単位等の取扱
博士課程前期	責任指導教員が必要と判断した者	学部専門科目	・ 課程修了に必要な単位としては認定しない。 ・ GPA 算定科目からも除外する。
博士課程後期		博士課程前期科目 (実践教育科目は除く)	

3. 外国語科目の履修

- (1) 本学府の学生は指導教員の助言など必要に応じて、学部生向けに開講している外国語科目（ドイツ、フランス、イスパニア、ロシア、中国、ギリシア、及びラテン語）を履修することができる（原則として演習科目を履修する）。
- (2) これらの外国語科目は課程修了に必要な単位としては認定しない。また、GPA 算定科目からも除外する。

IV-4. 大学院全学教育科目および副専攻プログラムについて

- (1) 大学院全学教育科目とは、本学大学院および全学教育研究施設等が開設する授業科目のうち、研究科および各学府を横断して開設される科目を指す。本科目の詳細は、別途周知する。
- (2) 副専攻プログラムは、社会が求める総合性・学際性への対応、また学生からのニーズへの対応として、自らの所属する専攻以外の分野を系統的に学習する機会を設けるために実施されている。副専攻プログラムの授業科目は、大学院全学教育科目、並びに研究科および各学府が開講する科目によって構成されており、プログラムの修了要件を満たした者には認定証が発行され、成績証明書にも修了した副専攻名が記載される。
- (3) 各副専攻プログラムの受講要件はそれぞれ異なるので、本学 WEB サイトトップページ YNU>教育・研究>YNU の教育>副専攻プログラム (https://www.ynu.ac.jp/education/ynu_education/vice_special.html) で詳細を確認すること。
- (4) 本学府の学生は指導教員の助言など必要に応じて、大学院全学教育科目を履修することができる。なお、当該科目のうち「地域創造論」を履修する場合、本学府共通科目の科目コードのものを履修登録すること。また、このとき、副専攻プログラムの修了認定を受けようとする場合、当該科目の単位を所属専攻の修了要件の単位に参入しない。
- (5) これらの大学院全学教育科目は原則課程修了に必要な単位としては認定しない。ただし、指導教員が許可した場合に、p.31 IV-2. 学府以外の科目履修について（学府入学後）に定める手続きにより、課程修了に必要な単位としての認定を希望することができる。

IV-5. 諸修了制度等

1. 短縮修了制度

責任指導教員及び関連指導教員が短縮修了基準を満たしていると認めた場合には、教授会の承認を得て、短縮修了制度により修了することができる。

①博士課程前期	優れた業績を上げたものと認め、かつ、短縮修了基準を満たしていると認められた場合には、大学院に1年以上在学すれば修了可能となる。
②博士課程後期	優れた業績を上げたものと認め、かつ、短縮修了基準を満たしていると認められた場合には、大学院に3年（博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了したものにあっては、当該課程における2年の在学期間を含む）在学（他大学院在学期間を含む）すれば修了可能となる。また、①により博士課程前期を修了した者が博士課程後期に入学した場合、優れた業績を上げたものと認め、かつ、短縮修了基準を満たしていると認めた場合には、大学院に3年(博士課程前期における在学期間を含む)以上在学(他大学院在学期間を含む)すれば修了可能となる。

2. 社会人学生の履修方法

大学院設置基準（文部科学省令）第14条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨規定されており、同条に定める教育方法の特例を大学院での履修を希望する社会人技術者又は研究者に対し運用する。

なお、特例の内容は次のとおりである。

- (1) 修学年限（博士課程前期2年、博士課程後期3年）のうち1年間は、原則として、全日登学をすること。
- (2) 特例による授業は平日の夜間（17時50分～19時20分）に開設するが、昼間の授業を含めた全時間帯の受講を許可する。
- (3) 博士課程前期では学業に専念する1年間は主として修士研究に充てられるように修了に必要な授業の単位修得は夜間（17時50分～19時20分）の授業を利用して行うよう履修計画を立てること。したがって、学業に専念する期間における昼間の受講は夜間に開講されていない授業に限ることが望ましい。
- (4) 入学に当たっては、指導教員の指導のもとに、博士課程前期は2年間、博士課程後期は3年間を見通した履修計画をたてること。
- (5) 修学年限で修了するのが勤務の都合上無理な場合は、あらかじめ博士課程前期は3～4年間、博士課程後期は4～6年間にわたる履修計画を立てることも考慮すること。
- (6) 「特例」による履修計画の変更はその都度申し出て許可を得ること。

3. 留学生への留意点

(1) 日本語の習得

国際教育センターが開講する全学教育科目の日本語・日本事情及び国際交流科目の日本語を履修することが可能。これらの授業を履修する場合、必ず国際教育センターのプレイスメントテストを受けること。（ただし、語学履修により取得された単位は、修了要件には入らない。）

(2) プレレキジット科目

研究を進める上でより基礎的な知識の習得を必要とする場合は、p.32「IV-3. 学府内の履修について」「2. プレレキジット科目の履修」に示すように、プレレキジット科目を履修することができるので、指導教員の指導の下で受講すること。

(3) 修学上の諸注意

- ①修学中は、疾病、事故等の不慮の事態に遭遇することもあるので、各自必要な保険に加入すること。
- ②留学生の奨学金、寮及び厚生等に関することは学務部学生支援課が扱っている。必要な場合は学務部学生支援課または都市系支援課都市イノベーション学府係に相談すること。
- ③来日1年目は各留学生に一人のチューターが選任される。修学上の問題等をよく相談し、有効に活用すること。チューターの選任については責任指導教員と相談すること。

V. その他

V.-1.教務関係手続

1. 休学・復学・退学について

(1) 休学

- ① 病気、その他の事由により休学を希望する場合は、[横浜国立大学休学許可の基準]に従い、休学願（父母等・連絡人連署）を出し、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。
休学願は休学開始日の10日以前までに提出すること。（事前に都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て、用紙の交付を受けること。）
- ② 病気のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、休学を命ずることがある。（大学院学則第22条参照。）
- ③ 休学を許可され、その休学期間が満了してもなおその理由が消滅しない学生は、さらに期間の延長を願い出ることができる。（期間を延長する場合はあらかじめ都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て用紙の交付を受け、休学期間満了前に手続をすること。）
- ④ 休学期間は、在学期間に算入されない。

(参 考)

大学院学則

- （入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学）
- 第22条 入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学については、大学学則の規定を準用する。この場合において、「転学部」とあるのは「転研究科・学府」と、「転科」とあるのは「転専攻」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、休学期間は、別に定める理由を除き、通算して修士課程又は前期課程にあつては2年、後期課程又は法科大学院の課程にあつては3年を超えることはできない。
 - 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

大学学則

（休学）

- 第50条 疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。
- 2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その休学を許可する。
 - 3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと思われる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。
 - 4 前3項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に定める。

横浜国立大学休学許可の基準

第1 横浜国立大学学則（以下「学則」という。）第50条第4項の規定に基づく休学の許可は、次の各号のいずれかに該当し、引き続き3か月以上欠席を要する者について許可するものとする。

- (1) 本人の疾病又は負傷のとき（医師の診断書を必要とする。）
- (2) 本人の出産又は本人の子（法律上の養子を含む。）が3歳に達する日を限度として育児に従事するとき。（出産に関する医師の診断書等を必要とする。）
- (3) 学資の支弁が困難なとき（理由書及び事実を証明する書類を必要とする。）
- (4) 世帯主その他の死亡等により一時的に家業に従事するとき（理由書及びそれを証明する書類を必要とする。）
- (5) 家族を看護又は介護するとき（看護については理由書及びそれを証明する医師の診断書を必要とする。介護については、理由書及び証明書等を必要とする。）
- (6) 勤務の都合のとき（勤務先の証明書を必要とする。）
- (7) 外国の大学、短期大学又は大学院で学修することが教育上有益と認められたとき。（学修先の大学、短期大学又は大学院について証明する書類及び学修内容の書類を必要とする。）
- (8) その他教授会においてやむを得ない理由があると認めたとき（理由を証明する書類を必要とする。）

第2 学則第51条第2項及び横浜国立大学大学院学則第22条第2項に規定する理由は、前項第2号に限るものとする。

(2) 復学

- ① 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。（事前に都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て、用紙の交付を受けること。）
- ② 休学期間中にその事由が消滅し、学期途中で復学した者は、復学の際に月割計算によるその期の授業料を納入しなければならない。

(3) 退学

- ① 退学しようとする学生は、退学願（父母等・連絡人連署）に詳細な理由書を添えて願い出て、学長の許可を得て退学することができる。退学願は退学日の10日以前までに提出すること。（事前に都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て、用紙の交付を受けること。）
- ② 退学する場合、その期の授業料は徴収される。
- ③ 退学する者は、学生証（身分証明書）、図書閲覧証等を返納しなければならない。

2. 他大学受験について

- (1) 他大学を受験しようとする学生は、他大学受験願を提出し、都市イノベーション学府長の許可を得て他大学を受験することができる。（事前に都市系支援課都市イノベーション学府係に申し出て、用紙の交付を受けること。）
- (2) 他大学受験に合格した場合は、速やかに退学の手続きをとること。

3. 諸届出について

手続書類	必要書類等	提出先
転籍・改姓及び改名届	戸籍抄本	学務部教育企画課
父母等・連絡人の住所変更		学務部教育企画課
父母等・連絡人の変更		学務部教育企画課
学生の住所変更		学務部教育企画課
学生の本籍地変更		学務部教育企画課
居残届	授業にともなう研究において、その研究が21時以降まで延長される場合は、事前に16時までに届出なければならない。なお上記の研究が徹夜または休業日にあたる場合は、この居残届けを提出して施設借用願に代えることができる。	都市イノベーション学 府係
欠席届	病気その他の事由により欠席する場合、医師の診断書または詳細な理由書を必要とする。	都市イノベーション学 府係

※外国人留学生は、国際教育課へも住所変更を届け出ること。

4. 証明書の発行について

在学証明書・成績証明書・修了見込証明書・学生旅客運賃割引証は、「証明書自動発行機」で発行する。

なお、英文の在学証明書・成績証明書・修了見込証明書についても、「証明書自動発行機」で発行する。

5. 修了後の諸証明書の交付手続きについて

(1) 直接窓口で申請する場合

窓口で所定の「証明書交付願」に必要な事項を記入の上、申込みこと。ただし、即時交付はできない。

申請は、本人の申請を原則とする。窓口へは身分証明書（運転免許証、健康保険証又はパスポート等）を持参すること。代理人が申請する場合は、併せて委任状（様式任意）及び代理人の身分証明書も必要となる。受取りの際には、本人の身分証明書（代理人の場合は身分証明書及び委任状（様式任意））を提示すること。

(2) 郵送で申請する場合

本人確認ができる身分証明書の写し（代理人が申請する場合は委任状（様式任意）、本人及び代理人の身分証明書の写し）と証明書交付願、返信用封筒（切手貼付）を封書にて郵送すること。（郵送された身分証明書の写し等は証明書発行後破棄する。）

いずれの申請方法においても一部例外を除いて有料となるため、申請方法の詳細については本学ホームページで確認のこと。（<https://www.ynu.ac.jp/>「TOP>教育・学生生活>学生生活>各種申請手続>卒業（修了）証明書・成績証明書発行」）

又は、都市系支援課都市イノベーション学府係へ電話（045-339-3826）等で問い合わせること。

6. 授業料徴収及び滞納について

「国立大学法人横浜国立大学授業料徴収及び滞納者に対する督促等の取扱規則」に従い、授業料の徴収等を行うので、自動引落等の月日には注意すること。

VI. 規則集

○横浜国立大学大学院学則

(平成16年4月1日規則第202号)
最近改正 令和4年3月23日規則第43号

第1章 総則

(目的)

第1条 横浜国立大学大学院(以下「大学院」という。)は、
学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は
高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識
及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを
目的とする。

(方針)

第1条の2 大学院は、前条の目的を踏まえて、大学院、研
究科、学府及び学環において、次の各号に掲げる方針を
定め、公表するものとする。

- (1) 修了認定及び学位授与に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

(自己評価等)

第2条 自己評価等については、横浜国立大学学則(以下
「大学学則」という。)第2条の規定を準用する。

2 教職大学院(第3条第4項及び第4条第2項の表に規定
する専門職学位課程の教育学研究科高度教職実践専攻を
いう。以下「専門職学位課程(教職大学院)」という。)に
あつては、前項に規定するもののほか、教育課程、教
員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大
臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 教育研究活動等の状況の公表については、大学
学則第2条の2の規定を準用する。

2 大学院は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)
第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価基準を
公表するものとする。

(課程)

第3条 大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程
(教職大学院)を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻
分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等
に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して
研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従
事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊か
な学識を養うものとする。

4 専門職学位課程(教職大学院)は、高度の専門性が求め
られる教員を担うための深い学識及び卓越した能力を養
うものとする。

(研究科、学府、研究院及び学環)

第4条 大学院の研究科及び学府に専攻を置く。

2 大学院に置く研究科、学府、学環、専攻及び課程は、次
の表に掲げるとおりとする。

研究科・学 府名	専攻名	課程
教育学研究 科	教育支援専攻	修士
	高度教職実践専攻	専門職 学位 (教職 大学 院)
国際社会科 学府	経済学専攻 経営学専攻 国際経済 法学専攻	博士
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻 化 学・生命系理工学専攻 数物・電子 情報系理工学専攻	博士
環境情報学 府	人工環境専攻 自然環境専攻 情報 環境専攻	博士
都市イノベ ーション学 府	建築都市文化専攻 都市地域社会専 攻	博士 (前 期)
	都市イノベーション専攻	博士 (後 期)
先進実践学 環	—	修士

3 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士課程前期」と
いう。)及び後期3年の課程(以下「博士課程後期」と
いう。)に区分し、博士課程前期は修士課程として取り
扱うものとする。

4 大学院に次の研究院を置く。

国際社会科学研究院、工学研究院、環境情報研究院、
都市イノベーション研究院

5 研究科の専攻及び研究院に置く組織は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第4条の2 大学院に置く研究科、学府、学環並びに専攻ご
との人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
は、別表第4に掲げるとおりとする。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第5条 東京学芸大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施にあたっては、横浜国立大学、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の協力により実施するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の教育学部の教員とともに、本学教育学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(収容定員)

第6条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程前期の標準修業年限は2年とし、博士課程後期の標準修業年限は3年とする。

3 専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を3年とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程(教職大学院)においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合は、研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

5 修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程(教職大学院)には4年(修士課程若しくは専門職学位課程(教職大学院)において第10条に規定する教育方法の特例を適用する者又は第3項ただし書で規定する者は6年)、博士課程後期には6年を超えて在学することができない。

(学年、学期及び休業日)

第8条 大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。ただし、学期及び休業日については、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、大学学則の規定にかかわらず、学長が別に定める。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第8条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文(第18

条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成16年規則第5号。以下「組織運営規則」という。)第16条の2に規定する高等研究院、第17条の2に規定する全学機構、第18条に規定する全学教育研究施設(以下「全学教育研究施設等」)は、授業科目を開設することができる。

4 第1項及び前項の授業科目のうち、研究科、各学府及び学環に横断して開設するものを大学院全学教育科目とすることができる。

(専攻横断教育プログラム)

第8条の3 研究科及び各学府は、学生が所属する研究科及び学府又は専攻を横断する融合分野又は特定課題に関する体系的な教育プログラム(次項において「専攻横断教育プログラム」という。)を置くことができる。

2 専攻横断教育プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(副専攻プログラム)

第8条の4 研究科、各学府及び学環並びに組織運営規則第17条の2に規定する全学機構及び第18条に規定する全学教育研究施設は、研究科、各学府及び学環が編成する教育課程のほか、学生が所属する研究科、学府及び学環又は専攻に係る分野以外の特定分野若しくは特定課題又は融合分野に関する体系的な学習プログラム(以下「副専攻プログラム」という。)を置くことができる。

2 副専攻プログラムに関する必要な事項は、別に定める。(学修証明書等)

第8条の5 第8条の2及び第8条の3に規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対して、学校教育法施行規則第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前2項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第9条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院又は研究所等との協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 授業の方法については、大学学則第38条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第10条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、単位、成績評価基準等の明示等)

第11条 次に掲げる事項については、研究科、各学府又は学環において定め、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(1) 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画

(2) 授業科目の単位数及び1単位あたりの授業時間数

- 2 研究科、各学府又は学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 履修した授業科目の単位の認定は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告により行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法)

第12条 学生は、研究科、各学府又は学環の定めるところにより、それぞれの専攻における所要の授業科目について、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査並びに最終試験に合格（第18条第3項に規定する博士論文研究基礎力に関する試験及び審査を適用する場合は除く。）しなければならない。

- 2 前項において、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 3 前項の規定により、修得した単位は、認定の上15単位を超えない範囲で大学院で修得したものとみなすことができる。
- 4 前2項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 第3項、第12条の2第1項及び第13条第1項で修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えないものとする。

6 専門職学位課程（教職大学院）については、第3項、第5項、第12の2第2項及び第13条第2項の規定にかかわらず、第2項、第12条の2第1項及び第13条第1項により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第12条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項（第23条の規定により準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定及び在学期間の取扱い）

第13条 大学院に入学した者が、入学する前に大学院（他の大学院及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学の大学院で修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 研究科、学府（博士課程後期は除く）及び学環は、入学前に修得した単位（入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該研究科、学府及び学環において修得したものとみなす場合であって、当該研究科、学府及び学環の教育課程の一部を履修したと認めるときは、単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該研究科、学府及び学環が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該研究科、学府及び学環に1年以上在学するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第14条 研究科、各学府及び学環は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業科目の成績）

第15条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりGP(Grade Point)を与える。

2 GPの利用については、研究科、各学府又は学環において別に定める。

（単位の授与）

第16条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。（教職大学院の教育方法等）

第17条 専門職学位課程（教職大学院）の教育方法等については、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第18条 修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年（1年以上2年未満の標準修業年限を定める研究科又は学府の専攻に置く学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程及び博士課程前期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士課程前期の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 第4条の2本文及び別表第4に掲げる博士課程前期及び博士課程後期を通じて一貫した教育研究上の目的を有する場合の博士課程前期の修了要件は、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、当該課程が定める博士論文研究基礎力に関する試験及び審査に合格することとすることができる。

4 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年（専門職学位課程（法科大学院）を修了した者にあつては2年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、

優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 第1項の規定に基づき、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、前項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 6 第1項ただし書の規定に基づき、優れた研究業績により1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、第4項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「3年から修士課程又は博士課程前期における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間以上」と読み替えて適用する。
- 7 前3項の規定にかかわらず、第14条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程後期の修了要件は、当該履修期間在学し、所定の単位以上を修得し、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 8 専門職学位課程（教職大学院）の修了要件については、別に定める。

（学位）

第19条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程（教職大学院）を修了した者には、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は、別に定める。
（教員の免許状授与の所要資格の取得）

- 第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 研究科又は各学府において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。
 - 3 教育職員の免許状授与の課程の運用に当たっては、組織運営規則第18条に規定する高大接続・全学教育推進センター及び組織運営規則第16条に規定する教育学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

第4章 入学、休学、転学及び退学等

（入学資格）

第21条 修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程（教職大学院）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学（以下この項において「大学」という。）卒業者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (13) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学院において、外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学)

第22条 入学、再入学、編入学、転入学、休学、復学、転研究科・学府、転専攻、転学及び退学については、大学学則の規定を準用する。この場合において、「転学部」とあるのは「転研究科・学府・学環」と、「転科」とあるのは「転専攻」と読み替えるものとする。

2 入学、再入学、編入学及び転入学の時期は、4月又は10月とする。

3 第1項の場合において、休学期間は、別に定める理由を除き、通算して修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程(教職大学院)にあつては2年、博士課程後期にあつては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。
(留学)

第23条 外国の大学院に留学を志望する者は、研究科長、学府長又は学環長を経て学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 第9条第2項の規定にあつては、外国の大学院又は研究所等に、第12条第2項及び第3項の規定にあつては、外国の大学院に留学する場合に準用する。

3 留学をした期間は、在学期間に算入する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第24条 除籍、表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第57条第2項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替えるものとする。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第25条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料は、別に定める。

(既納の授業料等)

第26条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

第27条 本章に定めるもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収等並びに徴収猶予、免除については、大学学則第72条、第73条第3項、第74条及び第75条の規定を準用する。ただし、第8条ただし書の規定により学期を別に定める場合は、大学学則第72条第1項中「春学期」とあるのは「4月から9月までの期」と、「秋学期」とあるのは「10月から翌年3月までの期」と読み替え、別表第3第6項から第8項中「学期」とあるのは、事由の発生が4月から9月までのときは「4月から9月までの期」と、10月から翌年3月までのときは「10月から翌年3月までの期」と読み替え、別表第3第9項中「授業料の年額の2分の1に相当する額とする。」とあるのは「当該学期の定めに応じて別に定める。」と読み替えるものとする。

第7章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生
(特別聴講学生)

第28条 他の大学院又は外国の大学院(以下「他の大学院等」という。)との協議により当該大学院の学生を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。
(特別研究学生)

第29条 他の大学院等との協議により当該他の大学院等の学生を特別研究学生として入学を許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第30条 大学院に、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生の制度を置く。

2 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

3 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、大学学則の規定を準用する。
(法務研修生)

第30条の2 国際社会科学府法曹実務専攻を修了した者で、自己学習のために国際社会科学府の自習室等の利用を希望するものについては、別に定めるところにより、学長

は、法務研修生として当該自習室等の利用を許可することができる。

- 2 学長は、法務研修生に関し、その事務の一部を国際社会科学府長に委任することができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、法務研修生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 教員

(教員)

第31条 研究科、各学府及び学環の授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則において、大学学則を準用する場合は、「学部」を「研究科、学府又は学環」と、「学部長」を「研究科長、学府長又は学環長」と読み替えるものとする。
- 3 教育学研究科学校教育専攻、保健体育専攻及び学校教育臨床専攻並びに国際社会科学府研究科経済関係法専攻並びに国際開発研究科並びに工学研究科は、学則第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻又は研究科に在学する者が当該専攻又は研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する教育学研究科の各専攻、国際社会科学府研究科経済関係法専攻及び工学研究科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成16年3月31日に現に大学院に在学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、学則第15条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学府研究科及び工学府の収容定員の数は、平成16年度から平成17年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程(前期)	博士課程(後期)		専門職学位課程(法科大学院の課程)	
		平成16年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
国際社会科学府研究科	経済学専攻	38				
	国際経済学専攻	34				

	経営学専攻	54				
	会計・経営システム専攻	30				
	経済関係法専攻	26				
	国際関係法専攻	52				
	国際開発専攻		27	27		
	グローバル経済専攻		27	27		
	企業システム専攻		30	30		
	国際経済法学専攻		21	21		
	法曹実務専攻				50	100
	計	234	105	105	50	100
工学府	機能発現工学専攻	143	52	53		
	システム統合工学専攻	156	56	57		
	社会空間システム学専攻	84	33	33		
	物理情報工学専攻	162	60	60		
	計	545	201	203		
合計		1321	483	485	50	100

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則(平成 16 年 7 月 8 日規則第 454 号)

この学則は、平成 16 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 11 日規則第 472 号)

この学則は、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 475 号)

この学則は、平成 17 年 1 月 13 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 498 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 13 日規則第 21 号)

この学則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 2 号の改正規定は平成 17 年 10 月 1 日から適

用し、同項第 6 号から第 13 号までの改正規定は平成 17 年 9 月 9 日から適用する。

附 則(平成 18 年 2 月 9 日規則第 32 号)

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学研究科博士課程(後期)及び環境情報学府の収容定員の数は、平成 18 年度から平成 19 年度までの間にあつては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程及び博士課程(前期)	博士課程(後期)	
			平成 18 年度	平成 19 年度
国際社会科学研究科	国際開発専攻		25	23
	グローバル経済専攻		27	27
	企業システム専攻		32	34
	国際経済法学専攻		21	21
	計		105	105
環境情報学府	環境生命学専攻	68	45	45
	環境システム学専攻	80	48	48
	情報メディア環境学専攻	70	45	45
	環境マネジメント専攻	31	26	13
	環境イノベーションマネジメント専攻	10	5	10
	環境リスクマネジメント専攻	28	9	18
	計	287	178	179
合計		1309	487	488

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 環境情報学府環境マネジメント専攻は、改正後の学則第 4 条第 2 項及び第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項に規定する環境情報学府環境マネジメント専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則(平成 18 年 4 月 13 日規則第 77 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 13 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 9 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 41 号)

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、工学府の収容定員の数は、平成 19 年度から平成 20 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・ 学府名	専攻名	修士課程及び 博士課程 (前期)	博士課程(後期)	
		平成 19 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
工学府	機能発現工学 専攻	159	48	42
	システム統合 工学専攻	166	51	45
	社会空間シス テム学専攻	103	32	31
	物理情報工学 専攻	188	56	52
	計	616	187	170
合計		1384	471	455

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

附 則(平成 19 年 4 月 12 日規則第 87 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 8 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 45 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 12 日規則第 1 号)

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年 3 月 31 日に現に大学院に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日

以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の修了要件については、改正後の学則第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 16 号)

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年 3 月 31 日以前に工学府機能発現工学専攻及びシステム統合工学専攻に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規則第 42 号)

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 22 年 3 月 31 日に現に教育学研究科障害児教育専攻に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者の専攻名称については、改正後の学則第 4 条 2 項、第 4 条の 2 別表第 4、第 6 条別表第 1 及び第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項に規定する教育学研究科障害児教育専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 20 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 平成 22 年 3 月 31 日に現に法科大学院に在学する者(以下この項において「在学者」という。)、平成 22 年度入学の法学既修者及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、改正後の学則第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学研究科法曹実務専攻の収容定員の数は、平成 22 年度から平成 23 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成 22 年度	平成 23 年度
国際社会科学	法曹実務専攻	140	130

研究科	計	140	130
合計		140	130

附 則(平成22年11月24日規則第93号)

- この学則は、平成22年11月24日から施行する。
- この学則の施行の日の前日までに休学を許可された者の休学期間の通算にあつては、改正後の第51条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日規則第47号)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 教育学研究科学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日に現在在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 工学府社会空間システム学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、在学者並びに博士課程（前期）においては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、及び博士課程（後期）においては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学者等が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践専攻、学校教育臨床専攻、学校教育専攻、特別支援教育専攻、言語文化系教育専攻、社会系教育専攻、自然系教育専攻、生活システム系教育専攻、健康・スポーツ系教育専攻及び芸術系教育専攻並びに工学府社会空間システム学専攻並びに環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻及び情報メディア環境学専攻並びに都市イノベーション学府の各専攻の収容定員の数は、平成23年度及び平成24年度までの間にあつては、次のとおりとする。

研究科・ 学府名	専攻名	修士課程 博士課	博士課程（後 期）
-------------	-----	-------------	--------------

		程 (前 期)		
		平成23 年度	平成2 3年度	平成2 4年度
教育学研究科	教育実践専攻	100		
	学校教育臨床専攻	9		
	学校教育専攻	16		
	特別支援教育専攻	8		
	言語文化系教育専攻	20		
	社会系教育専攻	15		
	自然系教育専攻	25		
	生活システム系教育 専攻	14		
	健康・スポーツ系教 育専攻	8		
	芸術系教育専攻	15		
計	230			
工学府	機能発現工学専攻	186	36	36
	システム統合工学専 攻	189	39	39
	社会空間システム学 専攻	61	20	10
	物理情報工学専攻	229	48	48
	計	665	143	133
環境情報学府	環境生命学専攻	73	42	39
	環境システム学専攻	80	42	36
	情報メディア環境学 専攻	80	42	39
	環境イノベーション マネジメント専攻	21	15	15
	環境リスクマネジメ ント専攻	65	27	27
計	319	168	156	
都市イノベ ーション学府	建築都市文化専攻	68		
	都市地域社会専攻	37		
	都市イノベーション 専攻		12	24
計	105	12	24	
合 計		1,535	428	418

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月16日規則第28号)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究所博士課程(前期)経営学専攻及び会計・経営システム専攻の収容定員の数は、平成24年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程 (前期)
国際社会科学研究所	経営学専攻	66
	会計・経営システム専攻	30

附 則(平成24年4月19日規則第107号)

この学則は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月26日規則第128号)

この学則は、平成24年11月26日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第8号)

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 国際社会科学研究所は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成25年3月31日に現に在学する者(以下「在学者」という。)並びに博士課程前期においては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、及び博士課程後期においては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究所及び国際社会科学府の各専攻の収容定員の数は、平成25年度及び平成26年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	博士課程		専門職学位課程 (法科大学院)	
		前期	後期	前期	後期
国際社会科学研究所	経済学専攻	19			
	国際経済学	17			

科	専攻					
国際社会科学府	経営学専攻	36				
	会計・経営システム専攻	12				
	国際関係法専攻	24				
	国際開発専攻		14	7		
	グローバル経済専攻		18	9		
	企業システム専攻		24	12		
	国際経済法学専攻		14	7		
	法曹実務専攻				80	40
	計	108	70	35	80	40
	国際社会科学府	経済学専攻	38	10	20	
経営学専攻		50	12	24		
国際経済法学専攻		25	8	16		
法曹実務専攻					40	80
計	113	30	60	40	80	
合計	1,621	403	398	120	120	

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 第2項に規定する国際社会科学研究所の在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第2項に規定する国際社会科学研究所の在学者並びに再入学者等については、当該研究科を修了するため必要な教育課程の履修を国際社会科学府において行うものとし、国際社会科学府はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、国際社会科学府の定めるところによる。

附 則(平成25年6月6日規則第58号)

この学則は、平成25年6月6日から施行する。

附 則(平成26年1月23日規則第5号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 41 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号)

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年 3 月 31 日に現に国際社会科学府国際経済法学専攻博士課程前期に在学する者に係る教育研究上の目的は、改正後の第 4 条の 2 別表第 4 の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 19 日規則第 9 号)

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、国際社会科学府法曹実務専攻の収容定員の数は、平成 27 年度から平成 28 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	
		平成 27 年度	平成 28 年度
国際社会科学府	法曹実務専攻	105	90
	計	105	90
合計		105	90

附 則(平成 28 年 7 月 26 日規則第 58 号)

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日規則第 59 号)

この学則は、平成 28 年 9 月 15 日から施行し、平成 29 年度入学者から適用する。

附 則(平成 29 年 1 月 23 日規則第 2 号)

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の学則第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育学研究科の各専攻の収容定員の数は、平成 29 年度にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程(前期)	専門職学位 課程
教育学研究科	教育実践専攻	185	15
	高度教職実践 専攻		
	計	185	
合計		185	15

附 則(平成 30 年 1 月 31 日規則第 3 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学府は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に現に在学する者（以下この附則において「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、及び博士課程後期においては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下この附則において「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成 16 年規則第 5 号）第 11 条第 7 項により置くものとされた工学府長は、同条同項の規定にかかわらず、理工学府長をもって充てる。
- 環境情報学府環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、理工学府及び工学府の各専攻並びに環境情報学府人工環境専攻、自然環境専攻及び情報環境専攻並びに環境生命学専攻、環境システム学専攻、情報メディア環境学専攻、環境イノベーションマネジメント専攻及び環境リスクマネジメント専攻の収容定員の数は、平成 30 年度から平成 31 年度までの間にあっては、次の通りとする。

研究科・学府名	専攻名	博士課程前期	博士課程後期	
		平成 30 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	109	11	22
	化学・生命系理工学専攻	107	12	24
	数物・電子情報系理工学専攻	146	18	36
	計	362	41	82
工学府	機能発現工学専攻	99	24	12
	システム統合工学専攻	101	26	13
	物理情報工学専攻	122	32	16
	計	322	82	41
環境情報学府	人工環境専攻	75	15	30
	自然環境専攻	33	6	12

	情報環境専攻	65	12	24
	環境生命学専攻	40	24	12
	環境システム学専攻	40	20	10
	情報メディア環境学専攻	45	24	12
	環境イノベーションマネジメント専攻	11	10	5
	環境リスクマネジメント専攻	37	18	9
	計	346	129	114
	合計	1,030	252	237

- 5 第2項及び第3項に規定する在学者及び再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月19日規則第41号)

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日に現に国際社会科学研究院経営学専攻に在学する者に係る当該所要資格を取得できる教員職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの入学者（再入学又は転入学の者を除く）については改正後の学則を適用する。
- 平成30年3月31日に現に国際社会科学研究院経済学専攻及び国際経済学専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に在学者の属する年次に再入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月28日規則第64号)

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年1月30日規則第6号)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に現に都市イノベーション学府建築都市文化専攻及び都市地域社会専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に在学者の属する年

次に再入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第20条別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日規則第35号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月6日規則第5号)

- この学則は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 国際社会科学研究院法曹実務専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日に現に在学する者（以下この附則において「在学者」という。）並びに平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学及び転入学する者（以下この附則において「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、国際社会科学研究院法曹実務専攻の収容定員の数は、令和元年度から令和2年度までの間にあっては、次のとおりとする。

研究科・学府の名称	専攻の名称	専門職学位課程	
		令和元年度	令和2年度
国際社会科学研究院	法曹実務専攻	50	25
	計	50	25
合計		80	55

(注) この表における合計の欄の数は、全研究科・学府の収容定員の合計を示す。

- 第2項に規定する在学者及び再入学者等の教育に関し必要な事項は、改正後の第2条、第3条、第4条、第4条の2別表第4、第7条、第17条、第18条、第19条、第22条及び第25条別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月12日規則第20号)

この学則は、令和元年9月12日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第55号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月9日規則第95号)

この学則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和2年10月8日規則第109号)
この学則は、令和2年10月8日から施行する。

附 則(令和2年12月10日規則第125号)
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日規則第21号)

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 教育学研究科教育実践専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この学則による改正後の学則第6条別表第1の規定にかかわらず、教育学研究科の各専攻の収容定員の数は、令和3年度にあつては、次のとおりとする。

研究科・学府名	専攻名	修士課程 博士課程(前期)	専門職学位 課程
教育学研究科	教育実践専攻	85	
	高度教職実践専攻		15
	計	85	15
合計		85	15

附 則(令和4年1月31日規則第5号)
この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第一号)
この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

研究科・学府・学環の名称	専攻の名称	修士課程 博士課程(前期)		博士課程 (後期)		専門職学位 課程	
		収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
教育学研究科	教育支援専	人	人	人	人	人	人
		32	16				

	攻 高度教職実 践専攻							120	60
	計	32	16					120	60
国際社会科 学府	経済学専攻	90 【14】	45 【7】	30	10				
	経営学専攻	114 【14】	57 【7】	36	12				
	国際経済法 学専攻	60 【10】	30 【5】	24	8				
	計	264 【38】	132 【19】	90	30				
理工学府	機械・材 料・海洋系 工学専攻	224 【6】	112 【3】	33	11				
	化学・生命 系理工学専 攻	214	107	36	12				
	数物・電子 情報系理工 学専攻	296 【4】	148 【2】	54	18				
	計	734 【10】	367 【5】	123	41				
環境情報学 府	人工環境専 攻	156 【6】	78 【3】	45	15				
	自然環境専 攻	70 【4】	35 【2】	18	6				
	情報環境専 攻	138 【8】	69 【4】	36	12				
	計	364 【18】	182 【9】	99	33				
都市イノベ ーション学 府	建築都市文 化専攻	144 【8】	72 【4】						
	都市地域社 会専攻	84 【10】	42 【5】						
	都市イノベ ーション専 攻			36	12				
	計	228 【18】	114 【9】	36	12				
先進実践学環	84	42							
合計	1622	811	348	116	120	60			

(注) この表における合計の欄の数は、先進実践学環の収容定員及び入学定員を除いた合計を示す。

備考 隅付き括弧内の数字は、先進実践学環に活用する収容定員及び入学定員を示し、内数とする。

別表第2(第20条関係)

研究科・専攻	免許 状の	教科・特別支援教育領域
--------	----------	-------------

学府		種類	
教育 学研 究科	高度教 職実践 専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語、アラビア語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語、アラビア語、宗教
		養護教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
理工 学府	化学・ 生命系 理工学 専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	教物・ 電子情 報系理 工学専	中学校教諭専修免許状	数学、理科

環境 情報 学府	攻	許状	
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
	人工環 境専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	自然環 境専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
情報環 境専攻	中学校教諭専修免許状	数学	
	高等学校教諭専修免許状	数学	

別表第3(第25条関係)

1 検定料及び入学料の額

区分	検定料	入学料
研究科・学府・学環	30,000円	282,000円

- (1) 大学院の研究科・学府・学環の修士課程又は博士課程前期若しくは専門職学位課程(教職大学院)を修了し、引き続き博士課程後期に進学する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。
- (2) 相互に検定料及び入学料を徴収しないものとする大学間協定に基づき、当該協定を締結した国立大学の大学院から本学の大学院に転入学を志望する者については、検定料及び入学料は徴収しないものとする。

- (3) 本学と協定を締結している神奈川県内の地方公共団体から職務命令により本学の研究科等に入学を志望する者（職務命令によらない場合であっても、それに相当すると認められる場合を含む。）については、検定料は徴収しないものとする。
- (4) 国立大学法人横浜国立大学附属学校教職大学院研修員規則（平成16年規則第375号）に基づき本学の研究科に入学を志望する者については、検定料は徴収しないものとする。

2 英語による教育で学位を取得できる教育プログラムのうち、学長が定めるものに係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、5,000円とする。

3 授業料の額

区分	年額
研究科・学府・学環	535,800円

4 標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して修了をすることを認められた者等に係る授業料の額は、大学学則第71条別表第3の5から9の定めを準用する。この場合、「卒業」とあるのを「修了」と、「修業年限」とあるのを「標準修業年限」と読み替えるものとする。

5 寄宿料については、大学学則第71条別表第3の10及び11の定めを準用する。

別表第4(第4条の2関係)

研究科・学府名、専攻名	教育研究上の目的
教育学研究科	教育学研究科では、グローバル社会とダイバーシティ、複雑化する学校教育の諸課題に対応しうる、教育現場における心理的支援を担う人材、共生社会への前向きな意識をもった日本語教育に精通する人材及び神奈川県を中心とした地域の教育における質の高い高度専門職業人としての教員等を養成することを目的とする。
教育支援専攻	(修士課程) 学校及び社会における課題や子どもたちを取り巻く現状に対して、心理学または日本語教育の専門性を有し、学校教育における子どもや保護者に対する支援を行うことのできる人材の養成を目指す。このため、最先端の学問の追求を行うとともに、多様な教育に関する諸問題の原因究明と解決への方策に資する教育研究を行う。
高度教職実践専攻	(専門職学位課程(教職大学院)) 複雑な教育課題が山積する学校現場において、教職に関する高度な専門性を有し、自律的な学校運営と学校マネジメントを担うミドルリーダー、管理職候補、指導主事等の育成と、確

	かな学力とそれを保障する授業改善や多様なニーズに適切に対応できる教員の養成を目指す。このため、教育委員会や学校等との連携により、学校内、学校間、地域と協働して教育活動の質を高める実践的問題解決能力を養うための教育研究を行う。
国際社会科学府	(博士課程前期) 経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した高度な専門性を養うため、各専攻ではコア科目を設置し、コースワークを整備して専門的基礎的能力を高め、あわせて各専攻に共通の「学府共通科目群」を設置することで、融合性と国際性の実践的能力を涵養し、系統的な指導体制で社会系の高度専門実務家を育成することを目的とする。 (博士課程後期) 博士課程前期との一貫的改革を進め、経済学・経営学・法学の各分野において、グローバル新時代に対応した専門性を一層高度化するため、各専攻では高度な専門教育のための講義を配置するとともに、専攻横断型の日本語プログラムと英語プログラムを配置し、融合性と国際性の需要に適切に対応し、博士論文執筆に至る系統的な指導体制の構築により、グローバルな視野を備えた高度専門実務家と研究者を育成することを目的とする。
経済学専攻	(博士課程前期) 日本と世界が直面する経済社会問題を、経済学の高度な分析手法によって解明するための専門能力を修得させることを目的とする。そのために、1年次には経済学研究に不可欠なコア科目を履修させ、それを基礎に、より専門的科目を1・2年次に履修できるよう科目を配置することで、確かな基礎力と理論・実証分析の応用力を培う。また、英語プログラムを設置し、アジアや他の途上国から大学院生を受け入れて教育することで、経済学の専門性を修得した人材を求める同諸国の社会的ニーズに応える。 (博士課程後期) 現代の経済社会問題を経済学によって分析する能力を有した高度専門家・研究者の養成を目的として、組織的な指導体制に基づく大学院教育を実施する。そのために、高度な専門教育を行う講義を配置するとともに、英語プログラムと専攻横断型の日本語プログラムを配置する。これらを通じて、アジアや他の途上国の経済発展等を背景に高まる社会的ニーズに対応した、経済学の高度な専門能力を有する人材を養成する。 (博士論文研究基礎力考查コース(博士課程前期後期一貫博士コース)) 社会的ニーズに対応した専門能力を持つ人材を、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫して養成することを目的とする。本コースでは修士論文の作成に代えて、①経済学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目

	筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問との2段階による試験を実施する。
経営学専攻	<p>(博士課程前期) 経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム科学分野の3領域に区分し、適切かつ多様な研究アプローチが取れる大学院教育を実施し、グローバル化、多様化する現代社会の現状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づき分析・検討を行う能力を修得させる。</p> <p>(博士課程後期) 経営学を中心として関連する研究領域の実質的区分に即して、経営学分野、会計学分野、経営システム科学分野の3領域に区分し、各研究領域を明確にするとともに、それら各領域を横断する融合的な教育を実施する。このことにより、グローバル化、多様化する現代社会の現状を踏まえて、経営学および関連諸科学の専門知識に基づき分析・検討から、国際的に活躍できる高度な能力を修得させる。</p> <p>(博士論文研究基礎力考査コース (博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①経営学および関連諸科学に属する分野の高度な研究の基礎となる専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②当該分野における専門的研究の展開能力に関する口頭試問との2段階による試験を実施する。これにより、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した、社会ニーズに対応した専門性をもつ人材養成を行う。</p>
国際経済法学専攻	<p>(博士課程前期) グローバル化した現代の法化社会現象について、法学・政治学に基づき分析を行い、多様かつ高度な学術的研究を背景とした実践的、先端的な専門知識を習得させることを目的とする。さらに、法整備支援、法と公共政策及びインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。</p> <p>(博士課程後期) グローバル化した現代の法や政治の諸課題を法学によって分析する高度な専門教育を実施し、法学・政治学に基づき分析を行う国際的に通用する高度な能力を身につけた専門家・研究者、実務家を養成することを目的とする。</p> <p>(博士論文研究基礎力考査コース (博士課程前期後期一貫博士コース)) 修士論文の作成に代えて、①法学・政治学のコアとなる分野の基礎的な専門知識の理解を問う専門科目筆記試験と、②各受験者の専門的研究の展開に関する理解・認識を問う口頭試問の2段階による試験を実施し、社会ニーズに対応した専門性を強化された、博士課程前期・後期の課程を通じて一貫した人材養成を行うことを目的とする。</p>

理工学府	<p>(博士課程前期) 実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成することにより、ものづくりを中心とした産業を更に強化・発展させる。</p> <p>理工学府博士課程前期では、自らの専門分野における専門科目で培われる知識と能力に加え、理工系人材の基盤となる情報数理系科目、学府共通科目、専攻共通科目の修得などによる基盤的学術に関する幅広い教育と、独創的な技術と知の創造を可能にする研究活動を通じて、「自ら課題を探求し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決し得る高度専門職業人」としての技術者・研究者を育成する。</p> <p>(博士課程後期) 実践的学術の国際拠点を目指す本学の理工系大学院の基幹をなす理工学府において、自らの専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材を育成することにより、ものづくりを中心とした産業を更に強化・発展させる。</p> <p>理工学府博士課程後期では、「自ら探求し発見した課題に対し、科学と技術に関する先進的な研究活動を通して幅広い視野から判断を下した解決をもって、広く社会に受容される発信能力により学術と産業の開拓を先導できる人材を育成する。すなわち、イノベーションの創出と発展を担う創造性豊かな高度専門職業人のリーダー人材」を育成する。</p>
機械・材料・海洋系工学専攻	<p>(博士課程前期) 機械工学、材料工学、船舶海洋工学、航空宇宙工学は、基本原理に立脚した要素技術を組み合わせることで高度なシステムや高機能の材料を作り上げる工学である。そのため本専攻では、基本原理の理解と応用のための理学的センスの教育及び技術革新のグローバル化への適応力の育成を強化し、科学を基礎に置く要素技術、要素の機能を引き出す設計技術、社会や環境との調和を図る生産技術を統合して高度なシステムや高機能の材料を生み出す教育と研究を行い、実践的な高度専門技術者・研究者としてグローバルに活躍できる人材を養成する。</p> <p>(博士課程後期) 機械工学、材料工学、船舶海洋工学、航空宇宙工学では、ミクロからマクロにわたる物理現象の解析を基礎として、マイクロマシンから大型構造物まで、高度なシステムを総合的に設計する基盤的科学技術の研究、固体材料の有する</p>

	力学的特性などの種々の特性の起源に係わる物性論に立脚した、地球と調和した機能及び構造材料の開発並びにこれら材料の製造・加工方法の研究、海洋空間におけるエネルギー利用や移動体・構造物の設計に関わるマクロエンジニアリング的アプローチによる海洋空間利用システムの研究等を通して教育を行い、実践的な高度技術者・研究者のリーダーとしてグローバルに活躍できる創造的な人材を養成する。
化学・生命系理工学専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>現代の物質文明は、創造的自然科学に基づいた機能材料の開発とそれを活用する技術開発の総合的で高度な科学技術を基盤として発展している。その持続的発展のためには、優れた物質や材料の探求、生産システムの構築、生命現象の解明と応用が重要な鍵となり、従来の化学にかかわる学問体系を超え、数理や情報等も含めた総合的な体系が必要である。化学・生命系理工学専攻では、化学と生命を中心に据え、自然の真理追究・ものづくり・エネルギー・生命に関連する広範な課題に原理原則と情報を活用して総合的に対処できる基礎力と総合力を持ち、進化する科学技術に対応できる、国際的な視野を持った人材を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>原子の集合体としての分子や固体材料、分子の集合体としての有機材料は、その電子構造及び原子や分子の種類とその配列によって現れる機能が大きく変化する。そのためその構造-機能発現相関を明らかにすることは物質化学の根幹をなす。また物質の持つ化学エネルギーを効率よく利用し、多種多様な情報を統合して新素材を効率よく製造するプロセスの確立は、環境負荷を少なく効率的に物質を製造・利用するための最重要課題である。食料問題や生命・医療などのグローバルな課題の解決に生命現象の解明と応用が必要である。本専攻では、新しい機能を発現する分子・材料の開発、それらの製造や利用プロセスの開発、生命現象の解明と応用などを通し、物質と生命の課題を発見し地球環境に配慮して効率的に解決できる創造的な人材を育成する。</p>
数物・電子情報系理工学専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>社会を一変させた目覚ましい情報・通信技術の革新は、電気・電子・通信・情報工学の著しい深化によりもたらされた。新しいパラダイムシフトやイノベーションの創出と実現のためには、数理学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められている。</p> <p>数物・電子情報系理工学専攻（博士課程前期）の人材養成目的は、数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの幅広い分野での教育・研究を通じて、実践的な技術者、研究者としてグローバルに活躍のできる創造的な人材の育成である。</p>

	<p>(博士課程後期)</p> <p>数理学、物理学などの基礎（理学）から応用（工学）に至る広範囲な分野に精通した総合的・学際的見識が求められているのは博士課程前期と同様であるが、博士課程後期では、博士課程前期までに培った知識を世界トップレベルの研究活動を通じて深化させ、先導的に数理学、物理学、電気工学、電子工学、通信工学、情報工学、医療情報工学、応用物理学などの分野における学術・産業の創出、発展を担い、激変する知識基盤社会・高度情報化社会の諸問題を創造的に解決できる研究者・技術者のリーダー人材を育成する。</p>
環境情報学府	<p>(博士課程前期)</p> <p>環境と情報を基軸とした学際的な文理融合的視座を持ち、環境や社会に対する総合的な理解のもとで、人工環境、自然環境、情報環境に関する自らの専門的な知識と技能を活用して、安心・安全な持続可能社会を構築する上で必要な課題を自ら発見し、解決への道筋を生み出すことのできる高度専門職業人を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>人工環境、自然環境、情報環境に関するより高度な専門知識と技能を有するとともに、環境と情報に関してより総合的な広い視野を持ち、様々な分野の専門家の知見やステークホルダーにも配慮して、安心・安全な持続可能社会の構築に必要な課題を解決することとどまらず、新たな社会的価値を生み出し、自らの分野を牽引して、イノベーション創出を実践することのできる人材を育成する。</p>
人工環境専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>創生すべき持続可能社会では、第一義的には、人工物で構築された環境とそこで協働しながら生活する人々が作り上げる社会とで構成されている。本専攻では、その持続可能社会における安心・安全を確保するための先端的かつ実践的な工学的な技術に加え、それを社会実装する上で解決すべき問題などを探求できる人材を育成する。</p> <p>(博士課程後期)</p> <p>産業プラント、インフラ、地域社会など、持続可能社会における安心・安全を確保するための工学的技術やそれを社会実装するための方法に関する先端的な知識と技能を備えた上で、様々な専門分野の知見やステークホルダーにも配慮して、社会における安心・安全を確保する新しいシステムやサービスを生み出し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。</p>
自然環境専攻	<p>(博士課程前期)</p> <p>人間社会は、いうまでもなく自然環境という土台の上に構築される。それを持続可能なものにするためには、自然環境の持続可能性や安全確保に関する知見が必要である。本専攻では、中長期的な生態系の持続可能性のみならず、地球史的な環境の変化に対する理解から地域住民</p>

	との関わりまでを視野に入れた知識と技能を修得した人材を育成する。
	(博士課程後期) 中長期的な生態系の持続可能性、地球史的な環境の変化、自然環境と地域住民との関係などに関する先端的な知識と技能を備えた上で、生態系の保全・回復、自然災害対策、地球規模の課題解決のための設計・計画に関与し、自然環境における安心・安全につながるイノベーションの創出を実践し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
情報環境専攻	(博士課程前期) 持続可能社会における安心・安全を確保するためには、私たちを取り巻く情報の在り方、つまり「情報環境」に目を向ける必要がある。本専攻では、先端的な情報技術や情報システムのセキュリティのみならず、大量の情報に向き合う人間の有り様に対する理解や数理的なデータ解析の方法にも精通した人材を育成する。
	(博士課程後期) 情報セキュリティ、IoT、AI、ビッグデータ解析など、情報技術と数理科学に関する先端的な知識と技能を備えた上で、「情報」が生み出す新しい社会的な価値と意味を理解し、それを現実社会におけるシステムやサービスの創出につなげ、さらに新しい情報技術や数理科学的解析手法を開発し、自らの専門分野を牽引していける人材を育成する。
都市イノベーション学府	(博士課程前期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を提案することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、持続的に実践できる高度職業人を養成する。
建築都市文化専攻	(博士課程前期) 日本を代表する都市であり、実験都市とでもいべき特徴を持つユニークな都市である横浜を教育研究の中心的なフィールドにして、都市をめぐる問題の所在について十全な知識を持ち、スタジオ教育で実践的な能力を養い、都市の将来を担いうる説得力ある空間を提案し、また都市で先進的な芸術活動を持続的に支援する人材を養成する。 (建築都市文化コース) 建築、都市、文化に関わる諸領域で、それぞれの領域の先端的な研究についての十全な知識を有し、実践的な研究によって、その成果を都市のイノベーションとして成立させ得る人材を養成する。 (建築都市デザインコース) 徹底したスタジオ教育によって先鋭的な都市と建築の現在を学び、その多様なデザインや可能性を身に付け、その成果を、都市における創

	造活動に相応しい新たな可能性を持った有効な空間として提案できる人材を養成する。 (横浜都市文化コース) 文化芸術の力によって都市を再生する方法をスタジオ教育によって身に付け、時代と空間に適した新たな創造活動としての芸術を提案することで、都市のイノベーションを持続的に実践しうる人材を養成する。
都市地域社会専攻	(博士課程前期) 日本及び新興・途上国等の都市問題解決や地域社会発展に、中央政府、地方行政、国際協力組織、民間企業、NGOといった組織で、指導的立場から貢献できる人材を養成する。 (都市地域社会コース) 都市問題解決や地域社会の発展のために、土木や地域社会の知識をもって、持続可能で創造的な方法を実践的に提案できる人材を養成する。 (国際基盤学コース) スタジオ教育を大幅に採用することで、都市基盤についての有効な知識を、主に新興・途上国の都市の問題の解決のために実践的かつ創造的に活用できる人材を養成する。 (インフラストラクチャー管理学コース) 英語による留学生プログラムとして、世界銀行から政策的留学生を受け入れてきた国際開発協力を目的とするプログラムを通じ、主に途上国からの実務家に対してインフラストラクチャー管理についての実践的知識の養成を図る。
都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻	(博士課程後期) 建築学、都市計画学、都市基盤学がこれまでに達成した科学技術についての知識と、世界各地の都市について、その問題や都市における文化創造についての知識を併せ持ち、具体的な都市地域でその問題や創造性を実践的に再構築することができ、それらの知識を新たな都市のイノベーションとして、組織できるリーダーになる高度職業人を養成する。
先進実践学環	(修士課程) 数理・データサイエンスなどに関する体系的な素養を身に付け、社会科学的な知識を体得し、Society 5.0 の構築や普及の様々な場面で活躍する人材を養成する。

○横浜国立大学学位規則

(平成16年4月1日規則第203号)
最近改正 令和4年3月30日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、横浜国立大学学則(以下「学則」という。)第59条第2項及び横浜国立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第19条第2項の規定に基づき、横浜国立大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、次の各号の区分による専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位

教育学部	教育
経済学部	経済学
経営学部	経営学
理工学部	理学又は工学
都市科学部	環境学、工学又は学術

(2) 修士の学位

教育学研究科	教育学
国際社会科学府	経済学、経営学、法学、国際経済学又は学術
理工学府	理学又は工学
環境情報学府	環境学、理学、工学、情報学又は学術
都市イノベーション学府	工学又は学術
先進実践学環	学術

(3) 博士の学位

国際社会科学府	経済学、経営学、法学、国際経済学又は学術
理工学府	理学又は工学
環境情報学府	環境学、理学、工学、情報学又は学術
都市イノベーション学府	工学又は学術

3 本学において授与する専門職学位の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科	教職修士(専門職)
--------	-----------

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程前期2年の課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程後期3年の課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士論文を提出して当該学府の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された場合には、博士の学位を授与することができる。

(専門職学位授与の要件)

第6条 専門職学位は、本学大学院の教職大学院の課程(大学院学則第3条第4項に規定する専門職学位課程(教職大学院)をいう。以下同じ。)を修了した者に授与する。

(修士又は博士の学位の授与に係る学位論文の提出)

第7条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文(修士又は博士の学位の授与に係る論文をいう。大学院学則第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)は、本学大学院の研究科、学府及び学環(以下「研究科等」という。)が指定する時期までに当該研究科等の長に提出するものとする。

第8条 第5条第2項に規定する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録及び履歴書並びに論文審査手数料57,000円を添え、学位及び専攻分野の名称を指定し、当該学府の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

第9条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第10条 研究科等の長は、第7条の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託しなければならない。

2 学長は、第8条の申請を受理したときは、当該教授会にその審査を付託しなければならない。

(学位論文及び論文審査手数料の不返還)

第11条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(審査委員会)

第12条 教授会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、学位論文を提出した当該学生の指導教員及び関連する授業科目の教授2人以上又は学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上をもって構成する。ただし、教授会が必要であると認めるときは、関連する授業科目の教授2人以上のうち、1人は准教授をもって充てることができる。

3 教授会が学位論文の審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第13条 学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、本学大学院の他の研究科等又は他大学の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験は、学生の在学期間中に終了するものとする。

2 第5条第2項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位の授与の申請を受理した後、速やかに終了するものとする。

(学位論文発表会)

第14条の2 教授会は、博士論文の内容について公開で発表させるものとする。

2 学位論文発表会の実施に関しては別に定める。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆記又は口頭により行うものとする。

(学力の確認及び確認の特例)

第16条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、筆記又は口頭により行うものとする。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、当該学府で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会の報告)

第17条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちにその結果を教授会に別紙様式第1号により、報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力に関する試験及び審査)

第17条の2 大学院学則第18条第3項の規定に基づき、学位論文(第7条に規定する修士の学位の授与に係る論文に限る。)の審査及び最終試験に合格することに代えて、博士論文研究基礎力に関する試験及び審査を行う場合は、第12条から第14条第1項まで、第15条及び前条の規定を参酌して当該教授会が試験及び審査の実施体制及び実施方法を定めて公表する。

2 前項に規定する博士論文研究基礎力に関する試験及び審査は、次に掲げるものとする。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期2年の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期2年の課程において修得すべきものについての審査

(教授会の議決)

第18条 教授会は、第17条に規定する報告又は前条の規定により当該教授会が定めた報告に基づいて、学位の授与について議決するものとする。

2 前項に規定する議決を行う場合は、教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(審査結果の報告)

第19条 研究科等の長は、教授会が前条第1項の議決(次項に規定する議決を除く。)をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を速やかに学長に報告しなければならない。

2 第17条の2に規定する博士論文研究基礎力に関する試験及び審査に基づく議決をしたときは、当該試験及び審査の結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、学則第58条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、別に定めるところにより、教職大学院の課程の修了の認定をした者に対し、専門職学位の授与を決定し、学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の公表は、別紙様式第2号により行うものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、学府の長はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項に規定する教授会の承認を受けたやむを得ない事由が消滅した者は、当該やむを得ない事由が消滅した日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、引き続き別のやむを得ない事由が発生した場合は、前項の規定を準用する。

4 前2項の規定によって公表する場合には、「横浜国立大学審査学位論文」又は「横浜国立大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「横浜国立大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第24条 学長は、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、教授会の議を経て、既に授与した当該学位を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 当該学位を授与された者が名誉を汚辱する行為があったとき。

2 教授会が前項の規定により学位取消しの決定をする場合には、当該教授会の構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記等の様式)

第25条 学位記及び学位授与申請関係の様式は、別紙様式第3号から別紙様式第9号のとおりとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育学部、工学研究科及び国際開発研究科に在学する者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年2月10日規則第482号)

この規則は、平成17年2月10日から施行する。

附 則(平成17年12月8日規則第28号)

この規則は、平成17年12月8日から施行する。

附 則(平成18年7月13日規則第88号)

この規則は、平成18年7月13日から施行する。

附 則(平成19年3月1日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第73号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月12日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第49号)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育人間科学部地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに工学部に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）に授与する学位及び専攻分野の名称は、当該在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月5日規則第119号)

この規則は、平成24年9月5日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第9号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に国際社会科学部研究科に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）に授与する学位及び専攻分野の名称は、当該在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、改正後の第2条及び別紙様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、第8条ただし書に規定する国際社会科学部研究科を退学した者については、同条本文中「当該学府長」を「当該国際社会科学部学府長」に読み替えて適用する。

4 この規則施行の際、国際社会科学部学府における第5条第2項に規定する博士の学位の授与（第2条第2項第3号に規定する法学に限る。）は、第5条第1項の規定に基づく博士の学位の授与が行われた後に行うものとする。

附 則(平成25年6月6日規則第59号)

1 この規則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した者から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成25年3月31日以前に博士の学位を授与した者については、本人の希望により改正後の第22条第1項本文の規定を適用することができる。この場合において、同項本文中「当該博士の学位を授与された日から1年以内」は適用しないものとする。

附 則(平成26年3月24日規則第20号)

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年10月1日に入学した者から適用する。

附 則(平成26年3月27日規則第50号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に国際社会科学部研究科法曹実務専攻に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成26年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）については、当該在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、改正後の別紙様式第9号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月9日規則第35号)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育人間科学部に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成29年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）に授与する学位及び専攻分野の名称は、当該在学者及び再入学者等が在学しなくなる日までの間、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月13日規則第81号)

この規則は、平成29年7月13日から施行する。

附 則(平成30年1月31日規則第4号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に工学府及び環境情報学府に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成30年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後、最初に行う理工学府及び環境情報学府における第5条第2項に規定する博士の学位の授与（第2条第2項第3号に規定する理学に限る。）は、第5条第1項の規定に基づく博士の学位の授与が行われた後に行うものとする。

附 則(令和元年6月6日規則第6号)

1 この規則は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 平成31年3月31日に現に国際社会科学部法曹実務専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者に係る学位の授与及び学位の名称は、改正後の第2条、第6条、第20条及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月17日規則第22号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第49号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式は省略)

○横浜国立大学大学院都市イノベーション学府規則
(平成23年3月24日規則第39号)
最近改正 令和3年3月29日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条及び第12条の規定に基づき、横浜国立大学大学院都市イノベーション学府（以下「学府」という。）における各専攻の授業科目、単位数、履修方法等について定めるものとする。

(授業科目及び単位)

第2条 学府における各専攻の授業科目及び単位数は、学府教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、横浜国立大学大学院都市イノベーション学府長（以下「学府長」という。）が別に定める。

2 学府における授業科目の1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認める場合には、実験及び実習の一部については、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算方法については、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定に基づき、当該授業の方法の組み合わせに応じ授業時間数から単位を算定する。

(指導教員等)

第3条 博士課程前期の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員及び指導教員各1人）を定める。

2 博士課程後期の授業及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（責任指導教員1人及び指導教員2人）を定める。

3 前項の指導教員は、指導委員会を組織する。

4 指導教員及び指導委員会に関し必要な事項については、教授会が別に定める。

(教育方法の特例)

第4条 教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指導により、別表に定める所定の単位数以上を履修しなければならない。

(長期にわたる課程の履修)

第6条 学生が、大学院学則第14条の規定により長期にわたる課程の履修を希望するときは、別に定めるところにより、学府長に願い出て、許可を受けなければならない。（他の大学院等の授業科目の履修）

第7条 学生は、教授会の議を経て、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）及び本学大学院の他の研究科又は学府の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として課程修了の単位として認めることができる。
（他の大学院等の研究指導）

第8条 学生は、教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることができる。ただし、博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により、他の大学院等で受けた研究指導は、課程修了に必要な研究指導の一部として認めることができる。

（休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修）

第8条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第7条第2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（修了要件）

第9条 博士課程前期の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める単位数以上を修得し、修了に必要な授業科目においてGPA(Grade Point Average)2.0以上の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士課程前期の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、教授会の議を経て学府長が認めたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程前期の修了要件は、当該履修期間在学し、別表に定める単位数以上を修得し、修了に必要な授業科目においてGPA(Grade Point Average)2.0以上の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士課程前期の目的に応じ、当該課程の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 博士課程後期の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める単位数以上を修得し、修了に必要な授業科目においてGPA(Grade Point Average)2.0以上の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、学府長が認めたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書きの規定に基づき、博士課程前期を修了した者（他の大学院の在学期間を含む。）の博士課程後期の修了要件は、前項ただし書中「1年以上」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間以上」と読み替えて適用する。

5 前2項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程後期の修了要件は、当該履修期間在学し、別表に定める単位数以上を修得し、修了に必要な授業科目においてGPA(Grade Point Average)2.0以上の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

6 他の大学院において標準修業年限1年以上2年未満とした修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程を修了した者の博士課程後期の修了要件は、第3項ただし書中「1年以上」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間以上」と読み替えて適用する。

7 学位論文の審査については、横浜国立大学学位規則の定めるところによる。

（学位論文の提出時期）

第10条 学位論文は、学府が別に定める期間内に提出しなければならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、学府に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第105号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(25年3月28日規則第51号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(26年3月31日規則第56号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(27年1月22日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第30号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に現に都市イノベーション学府に在学する者（以下この附則において「在学者」という。）並びに博士課程前期においては、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間、博士課程後期においては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る他の大学院等の授業科目の履修については、改正後の大学院都市イノベーション学府規則第7条の2、第7条の3及び第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(一年一月一日規則第一号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する

別表（第5条、第9条関係）

博士課程前期 建築都市文化専攻 建築都市文化コース

授業科目		修得必要単位数
共通科目		6単位以上
実践教育科目	スタジオ科目	4単位必修
	長期インターンシップ科目	
専門教育科目	講義科目	8単位以上
	演習科目	8単位必修
以上合計		(26単位以上)

上記以外の必要修得単位	4単位以上
合計（修了に必要な単位数）	30単位以上

博士課程前期 建築都市文化専攻 建築都市デザインコース
(Y-GSA)

授業科目		修得必要単位数
共通科目		6単位以上
実践教育科目	スタジオ科目	24単位必修
	長期インターンシップ科目	
以上合計		(30単位以上)
上記以外の必要修得単位		※Y-GSA副専攻プログラム対象科目から10単位以上
合計（修了に必要な単位数）		30単位以上

博士課程前期 建築都市文化専攻 建築都市デザインコース
(Y-GSC)

授業科目		修得必要単位数
共通科目		6単位以上
実践教育科目	スタジオ科目	8単位必修
	長期インターンシップ科目	
専門教育科目	講義科目	4単位以上
	演習科目	8単位必修
以上合計		(26単位以上)
上記以外の必要修得単位		4単位以上
合計（修了に必要な単位数）		30単位以上

博士課程前期 都市地域社会専攻 都市地域社会コース

授業科目		修得必要単位数
共通科目		6単位以上
実践教育科目	スタジオ科目	4単位必修
	長期インターンシップ科目	
専門教育科目	講義科目	8単位以上
	演習科目	8単位必修
以上合計		(26単位以上)
上記以外の必要修得単位		4単位以上
合計（修了に必要な単位数）		30単位以上

博士課程前期 都市地域社会専攻 国際基盤学コース
(IGSI)

授業科目		修得必要単位数
共通科目		6単位以上
実践教育科目	スタジオ科目	8単位必修
	長期インターンシップ科目	
専門教育科目	講義科目	8単位以上
	演習科目	8単位必修
以上合計		(30単位以上)
合計（修了に必要な単位数）		30単位以上

博士課程前期 都市地域社会専攻 インフラストラクチャー
管理学コース (IMP)

授業科目	修得必要単位数
Specialized Courses	18単位
Practicum and Internship Program	4単位
Field Trips	2単位
Seminars	2単位
Research & Guidance I・II	4単位
以上合計	(30単位以上)
合計（修了に必要な単位数）	30単位以上

博士課程後期 都市イノベーション専攻

授業科目	修得必要単位数
実践科目	6単位必修
特論科目	6単位以上
特別研究	8単位必修
合計（修了に必要な単位数）	20単位以上

○横浜国立大学大学院都市イノベーション学府博士
学位審査規程
(平成 23 年 3 月 14 日制定)
最近改正 令和 2 年 12 月 16 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜国立大学学位規則（以下「学位規則」という。）に基づき、横浜国立大学大学院都市イノベーション学府（以下「都市イノベーション学府」という。）における博士の学位審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審査する学位)

第 2 条 都市イノベーション学府が審査する学位は、博士（工学）及び博士（学術）（以下「博士」という。）とする。

第 2 章 課程博士

(論文審査の申請)

第 3 条 論文審査の申請は在学中に行なうものとし、申請書等の提出時期は毎年 12 月とする。ただし、休学又は在学期間延長等のため修了時期を異にする場合の申請書等の提出時期は、それぞれの修了時期に応じ、6 月修了の場合にあっては 3 月、9 月修了の場合にあっては 6 月、及び 12 月修了の場合にあっては 9 月とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ専攻教員会議の承認を得るものとする。

(申請手続き等)

第 4 条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を都市イノベーション学府長に提出するものとする。

- (1) 学位論文（原則として A4 判、左とじ縦長横書き。）
- (2) 論文要旨（別紙様式第 1 号 4,000 字以内）
- (3) 論文目録（別紙様式第 2 号）
- (4) 参考論文の別刷

2 前項各号の書類の提出部数は、責任指導教員が指示する。

3 学位論文を構成する研究は、申請者自身の研究又は共同の研究とし、共同の研究にあっては申請者が核心的な寄与をなしたものでなくてはならない。

4 共同の研究を用いる場合は、共同研究者全員（指導教員を除く。）の承諾書（様式第 3 号）を提出するものとする。（学位論文審査の付託）

第 5 条 都市イノベーション学府長は、前条の規定により提出された学位論文の審査及び最終試験を都市イノベーション学府教授会に付託する。

(審査委員会)

第 6 条 教授会は、学位論文ごとに速やかに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(審査期間)

第 7 条 審査期間は 3 ヶ月以内とする。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て審査期間を延長することができる。

(学位授与の審議)

第 8 条 教授会は、審査委員会からの報告に基づき、合格者については、投票により学位の授与について議決する。他の者については、不合格としての了承を得る。

(学位授与の審議の結果報告)

第 9 条 都市イノベーション学府長は、教授会が前条の規定により授与の議決をしたときは、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

第 3 章 論文博士

(申請資格)

第 10 条 論文博士の学位を申請することのできる者は、都市イノベーション学府博士課程後期を修了した者と同等以上の学力を有する者とする。

(申請手続き等)

第 11 条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書（別紙様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類及び所定の学位論文審査手数料を添え、都市イノベーション学府長を経て学長に提出するものとする。ただし、都市イノベーション学府博士課程後期に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学したときから 1 年以内に論文を提出した場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

- (1) 学位論文（原則として A4 判左とじ縦長横書き。）
- (2) 論文要旨（別紙様式第 1 号 4,000 字以内）
- (3) 論文目録（別紙様式第 2 号）
- (4) 参考論文の別刷
- (5) 履歴書（別紙様式第 5 号）

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ専攻教員会議の承認を得るものとする。

3 第 1 項各号の書類の提出部数は、都市イノベーション学府の研究指導教員が指示する。

4 学位論文については、第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

5 学位の申請は、随時行うことができるものとする。

(審査委員会)

第 12 条 教授会は、学位規則第 10 条第 2 項の規定により審査の付託を受けたときは、学位論文ごとに速やかに第 6 条に定める審査委員会を設けるものとする。

(審査期間)

第 13 条 審査期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て審査期間を延長することができる。

(学位授与の審議)

第 14 条 学位授与の審議は、第 8 条の規定を準用する。

2 学位の授与に当たっては、課程博士の大学院在学年限との均衡を失わないよう配慮するものとする。

(学位授与の審議の結果報告)

第 15 条 学位授与の審議の結果報告は、第 9 条の規定を準用する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、博士の学位審査に関し必要な事項は教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。